

農業経営構造対策に関する  
行政評価・監視結果報告書

平成 16 年 10 月

総務省行政評価局

## 前 書 き

食料・農業・農村基本法（平成 11 年法律第 106 号）の基本理念の一つである農業の持続的な発展と農業・農村の有する国土の保全や水源の涵養などの多面的機能の発揮を図っていくためには、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立することにより、生産性の高い農業を展開することが急務となっている。

このため、農林水産省は、経営意識の高い農業者である認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた者をいう。）を始めとする、地域農業にかかわる幅広い関係者による地域における農業構造の変革のための合意形成を前提として、生産施設、加工施設、流通販売施設等の施設を総合的に整備することにより、地域の農業の担い手となるべき農業経営の育成及び確保を図るため総合的な環境整備を推進することを目的として、平成 12 年度から農業分野における「経営構造対策」（以下「農業経営構造対策」という。）を実施している。この対策は、地域における農業構造の変革のための合意形成の支援等を行う「経営構造対策推進事業」と、地域農業全体が発展するために必要な施設等を整備する「経営構造対策事業」により構成されている。

農村地域における農業を取り巻く環境は、耕作放棄地の増加、農業従事者の高齢化の進展等、その厳しさを増している。このような中で農業経営構造対策をより一層効果的かつ効率的に実施することが必要となっている。

この行政評価・監視は、以上のような状況を踏まえ、農業経営構造対策の実施状況を調査し、関係行政の改善に資するため実施したものである。

# 目 次

第1	行政評価・監視の目的等 .....	1
第2	農業経営構造対策の概要 .....	2
第3	行政評価・監視結果 .....	13
1	経営構造対策推進事業の在り方の見直し等 .....	13
(1)	市町村推進事業 .....	13
(2)	都道府県推進事業 .....	30
2	経営構造対策事業の見直し等 .....	37
(1)	経営構造対策事業の見直し .....	37
(2)	経営構造施設等整備附带事業及び附带事務費 .....	60
3	その他 .....	69
(1)	的確な公表の実施 .....	69
(2)	競争契約の推進等 .....	74

# 目 次

## 第2 農業経営構造対策の概要

表	経営構造対策（農業構造改善事業促進対策）の根拠法等	4
図	農業構造改善事業促進対策から農業経営構造対策までの変遷	6
表	新たな経営構造対策について - 21世紀の農業を担う経営体の育成と地域農業の変革を目指して - （平成11年7月30日農林水産省構造改善局新たな経営構造対策研究会報告）（抜粋）	7
表	経営構造対策実施要綱の制定について（平成12年3月29日付け12構改B第325号農林水産事務次官依命通知）（抜粋）	8
表	経営構造対策体制整備関連通達	9
表	予算の推移	10
表	調査対象事業実施地区一覧	11

## 第3 行政評価・監視結果

### 1 経営構造対策推進事業の在り方の見直し等

#### (1) 市町村推進事業

表1 - (1) -	「農業経営総合対策推進事業の実施について」（平成14年3月29日付け13経営第7014号経営局長通知）（抜粋）	16
表1 - (1) -	合意形成事業を実施したが確立構想が未策定の事業地区	17
表1 - (1) -	合意形成事業を実施して確立構想を策定したとしているが確立構想の内容に不備のある事業地区	17
表1 - (1) -	合意形成事業を実施し確立構想を策定したが施設等整備が行われていない事業地区	18
表1 - (1) -	合意形成事業を実施し確立構想を策定したが対策事業以外の事業で施設等整備を行った地区	21
表1 - (1) -	「経営構造対策事業等の附帯事務費補助金及び推進事業費補助金の取扱いについて」（平成12年3月29日付け12構改B第337号構造改善局長通知）（抜粋）	22
表1 - (1) -	「経営構造対策ハンドブック」（平成13年度版 社団法人日本アグリビジネスセンター）（抜粋）	24
表1 - (1) -	整備する施設等とは直接関係のない調査業務委託等を行っている地区	25
表1 - (1) -	推進事業費で海外研修を行っている事業地区	26

表 1 - (1) -	推進事業が完了しているにもかかわらず対策事業計画認定以降推進事業費が使用されている事業地区	27
-------------	-----------------------------------------------	----

(2) 都道府県推進事業

表 1 - (2) -	農業経営総合対策実施要領の制定について（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 経営第 6627 号農林水産事務次官依命通知）（抜粋）	31
表 1 - (2) -	農業経営総合対策推進事業の実施について（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 経営第 7014 号経営局長通知）（抜粋）	32
表 1 - (2) -	都道府県推進事業の実施状況	33

2 経営構造対策事業の見直し等

(1) 経営構造対策事業の見直し

表 2 - (1) -	「農業経営総合対策事業の実施について」（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 経営第 7052 号経営局長通知）（抜粋）	42
表 2 - (1) -	整備した機械及び施設等の受益者から新たに認定農業者となった者が少ない事業地区	46
表 2 - (1) -	整備した機械及び施設等の利用が低調等となっている事業地区	47
表 2 - (1) -	地元農業者の経営安定化に繋がっていない事業地区	51
表 2 - (1) -	「農業構造改善事業等の実施及び農畜産物処理加工施設等の管理運営について」（平成 15 年 11 月 7 日付け 15 経営第 4206 号経営局長通知）（抜粋）	53
表 2 - (1) -	「農業経営総合対策事業の実施について」（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 経営第 7052 号経営局長通知）（平成 16 年 3 月 30 日付け 15 経営第 7100 号による改正）（抜粋）	55
表 2 - (1) -	費用対効果の算定が不適切な事業地区	57
表 2 - (1) -	事業評価及び点検評価が効果的かつ効率的に実施されていない事業地区	58

(2) 経営構造施設等整備附帯事業及び附帯事務費

表 2 - (2) -	都道府県附帯事業の実施状況	62
表 2 - (2) -	市町村附帯事業の実施状況	63
表 2 - (2) -	出先機関における対策事業実施地区数と自動車購入台数	67
表 2 - (2) -	市町村附帯事務費の執行状況	68

### 3 その他

#### (1) 的確な公表の実施

表3 - (1) -	新たな経営構造対策について - 21 世紀の農業を担う経営体の育成と地域農業の変革を目指して - (平成 11 年 7 月 30 日農林水産省構造改善局新たな経営構造対策研究会報告)(抜粋) . . . . .	70
表3 - (1) -	農業経営総合対策推進事業の実施について (平成 14 年 3 月 29 日付け 13 経営第 7014 号経営局長通知)(抜粋) . . . . .	70
表3 - (1) -	農業経営総合対策事業の実施について (平成 14 年 3 月 29 日付け 13 経営第 7052 号経営局長通知)(抜粋) . . . . .	71
表3 - (1) -	事業実施地区における公表の状況 . . . . .	72

#### (2) 競争契約の推進等

表3 - (2) -	国における契約の締結方法 . . . . .	77
表3 - (2) -	都道府県及び市町村における契約の締結方法 . . . . .	78
表3 - (2) -	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和 38 年 8 月 27 日法律第 179 号)(抜粋) . . . . .	79
表3 - (2) -	経営構造対策補助対象事業事務及び補助対象事業費の取扱いについて(平成 12 年 3 月 29 日付け 12 構改 B 第 329 号構造改善局長通知) (抜粋) . . . . .	80
表3 - (2) -	請負施行における随意契約事例 . . . . .	82
表3 - (2) -	系統施行実施状況 . . . . .	83
表3 - (2) -	系統施行実務マニュアル (平成 11 年 4 月全国農業協同組合連合会、監修：農林水産省構造改善局)(抜粋) . . . . .	85
表3 - (2) -	経営構造対策事業における事業主体別・施行方法別契約件数 . . . . .	86
表3 - (2) -	売買契約における随意契約事例 . . . . .	87
表3 - (2) -	経営構造対策推進事業における業務委託 . . . . .	88

# 第1 行政評価・監視の目的等

## 1 目的

この行政評価・監視は、農業構造の一層の改善を図る観点から、経営構造対策推進事業及び経営構造対策事業の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するため実施したものである。

## 2 対象機関

行政評価・監視対象機関

農林水産省

関係調査等対象機関

都道府県（18）、市町村、関係団体等

## 3 担当部局

行政評価局

管区行政評価局 全局（北海道（旭川行政評価分室及び釧路行政評価分室を含む。）、東北、  
関東、中部、近畿、中国四国、九州）

四国行政評価支局

行政評価事務所 10事務所（福島、新潟、長野、石川、静岡、兵庫、岡山、愛媛、熊本、長  
崎）

## 4 実施時期

平成15年8月～16年10月

## 第2 農業経営構造対策の概要

内 容	説明図表番号
<p>農林水産省は、昭和36年制定の農業基本法（昭和36年法律第127号。同法は平成11年に廃止）により、37年に「農業構造改善事業促進対策」を創設して数次にわたり農業の構造改善に関する対策を実施してきている。その後平成11年に制定された食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）において、農業の有する食料供給機能と国土の保全や水源の涵養などの多面的機能を確保するため、農業の持続的発展と農村の振興を図ることを基本理念として、望ましい農業構造の確立、専ら農業を営む者等による農業経営の展開等が規定されており、農林水産省は、こうした政策課題に対応するため、農業経営構造対策（注）を実施してきている。</p> <p>（注）今回調査した農業経営構造対策は、食料・農業・農村基本法の制定に併せて、従前の「地域農業基盤確立農業構造改善促進対策（平成6年度から13年度まで実施）」の見直しを行うために設置された「新たな経営構造対策研究会」が平成11年7月にまとめた報告書を踏まえ、「経営構造対策実施要綱の制定について」（平成12年3月29日付け12構改B第325号農林水産事務次官依命通知）により平成12年度から実施されている。</p> <p>なお、本通知は、「農業経営総合対策実施要領の制定について」（平成14年3月29日付け13経営第6627号農林水産事務次官依命通知。以下「平成14年次官通知」という。）により廃止され、以後、農業経営構造対策は、平成14年次官通知により実施されている。</p> <p>農業経営構造対策は、効率的かつ安定的な経営体が地域農業の相当部分を担う農業構造を確立するため、</p> <p style="padding-left: 2em;">地域の農業者等の合意に基づく地域の農業構造の変革のための数値目標の設定やその達成のためのプログラムの策定等を行う「経営構造対策推進事業」（以下「推進事業」という。）</p> <p style="padding-left: 2em;">地域の農業の担い手となるべき農業経営の育成・確保を図るために必要な施設等を一体的に整備する「経営構造対策事業」（以下「対策事業」という。）</p> <p>を実施することにより、地域の農業構造の変革に向けた取組を支援するものである。</p> <p>なお、対策事業は、「経営構造施設等整備事業」（以下「施設整備事業」という。）、「経営構造施設等整備附帯事業」（以下「附帯事業」という。）からなっており、また、対策事業を実施するに当たり、都道府県及び市町村の事業の指導等に要する経費として、「附帯事務費」が補助されている。</p> <p>対策事業は、「農業経営総合対策事業の実施について」（平成14年3月29日付け13経営第7052号経営局長通知。以下「対策事業関係局長通知」という。）において、政策効果の確保のために、実施地区に共通する数値目標である、（ ）認定農業者等の育成、（ ）農業の担い手への農地の利用集積、（ ）遊休農地の解消の3つの全国</p>	<p>表 図</p> <p>表 表</p> <p>表2-(1)-</p>



共通目標とともに、食料・農業・農村基本計画（平成 12 年 3 月 24 日閣議決定）に則して事業実施地区自らが定める数値目標である新規就農者の確保、女性・高齢者の就業の促進など複数の地区選択目標を設定することが採択要件とされている。また、それぞれの数値目標については、各年次における達成プログラムを策定することにより事業の評価を実施し、目標の達成率（注）が一定未満の場合には重点的な指導等を行うこととされている。

（注）「達成率」：目標として掲げた全国共通目標及び地区選択目標のうち、1 項目でも達成率が 70%未満である地区については、都道府県知事は、市町村長等に対して地域の農業者の合意に基づく改善計画を提出させるとともに、計画主体及び事業実施主体に対して重点的な指導助言を行うなど、目標達成のための改善措置に努めることとされている。

また、対策事業では、対策事業関係局長通知において、事業の効率的かつ適正な執行を図る観点から、事業の新規採択に当たって、すべての地区において費用対効果分析を行い、投資効率が 1.0 以上でなければ事業を実施することができないこととされている。

農業経営構造対策では、推進事業及び附帯事業の実施主体については、平成 14 年次官通知において、（ ）市町村、農業委員会、農業協同組合等で構成される市町村経営・生産対策推進会議（「経営対策体制整備推進事業実施要領」（平成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改 B 第 167 号経済局長、構造改善局長、農産園芸局長、畜産局長通知。以下「体制整備実施要領」という。）において設置することとされている。以下「市町村マネジメント組織」という。）を主催する市町村等、（ ）都道府県、都道府県農業会議、都道府県農業協同組合中央会等で構成される都道府県経営・生産対策推進会議（体制整備実施要領において設置することとされている。以下「都道府県マネジメント組織」という。）を主催する都道府県等とされている。また、施設整備事業の実施主体については、平成 14 年次官通知において、市町村、農業協同組合等とされている。

都道府県及び市町村は、「経営対策体制整備推進事業実施要綱」（平成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改 B 第 166 号農林水産次官依命通知）において、関係機関と協議の上、5 年後の都道府県及び市町村全体の認定農業者数並びに農地の利用集積などの経営・生産対策の目標を定めた「地域農業マスタープラン」（以下「マスタープラン」という。）を策定し、都道府県マネジメント組織及び市町村マネジメント組織が、その目標を達成するために、各事業の連携、進行管理及び調整を図ることとされており、市町村等は、対策事業関係局長通知において、マスタープランを踏まえて農業経営構造対策に係る事業実施地区ごとの目標等を設定することとされている。

また、農業経営構造対策は、国から支出された補助金が都道府県に交付され、都道府県から市町村等に交付されるなど間接補助により実施されており、平成 16 年度

表

表

表

(説明) 表 経営構造対策(農業構造改善事業促進対策)の根拠法等

農業基本法(昭和36年法律第127号)(抜粋)

(農業構造改善事業の助成等)

第二十一条 国は、農業生産の基盤の整備及び開発、環境の整備、農業経営の近代化のための施設の導入等農業構造の改善に関し必要な事業が総合的に行われるように指導、助成を行う等必要な施策を講ずるものとする。

(注)下線は当省が付した。

食料・農業・農村基本法(平成11年法律第106号)(抜粋)

(望ましい農業構造の確立)

第二十一条 国は、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、営農の類型及び地域の特性に応じ、農業生産の基盤の整備の推進、農業経営の規模の拡大その他農業経営基盤の強化の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(専ら農業を営む者等による農業経営の展開)

第二十二条 国は、専ら農業を営む者その他経営意欲のある農業者が創意工夫を生かした農業経営を展開できるようにすることが重要であることにかんがみ、経営管理の合理化その他の経営の発展及びその円滑な継承に資する条件を整備し、家族農業経営の活性化を図るとともに、農業経営の法人化を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成及び確保)

第二十五条 国は、効率的かつ安定的な農業経営を担うべき人材の育成及び確保を図るため、農業者の農業の技術及び経営管理能力の向上、新たに就農しようとする者に対する農業の技術及び経営方法の習得の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、国民が農業に対する理解と関心を深めるよう、農業に関する教育の振興その他必要な施策を講ずるものとする。

(女性の参画の促進)

第二十六条 国は、男女が社会の対等な構成員としてあらゆる活動に参画する機会を確保することが重要であることにかんがみ、女性の農業経営における役割を適正に評価するとともに、女性が自らの意思によって農業経営及びこれに関連する活動に参画する機会を確保するための環境整備を推進するものとする。

(高齢農業者の活動の促進)

第二十七条 国は、地域の農業における高齢農業者の役割分担並びにその有する技術及び能力に応じて、生きがいを持って農業に関する活動を行うことができる環境整備を推進し、高齢農業者の福祉の向上を図るものとする。

(農業生産組織の活動の促進)

第二十八条 国は、地域の農業における効率的な農業生産の確保に資するため、集落を基礎とした農業者の組織その他の農業生産活動を共同して行う農業者の組織、委託を受けて農作業を行う組織等の活動の促進に必要な施策を講ずるものとする。

附則

(農業基本法の廃止)

第二条 農業基本法(昭和36年法律第127号)は、廃止する。

(注)下線は当省が付した。

第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

2 農業の持続的な発展に関する施策

農業の持続的な発展を図るためには、効率かつ安定的な農業経営（主たる従事者が他産業従事者と同等の年間労働時間で地域における他産業従事者と遜色ない水準の生涯所得を確保し得る農業経営）を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立することにより、生産性の高い農業を展開することが必要である。

このため、このような農業経営及び農業構造の姿を全国段階及び地域段階で明確にしつつ、望ましい農業構造の確立、専ら農業を営む者等による創意工夫をいかした農業経営の展開、農地の確保及び有効利用、農業生産の基盤の整備、人材の育成及び確保、農業技術等の開発及び普及、需給事情等を反映した農産物価格の形成とその著しい変動が育成すべき農業経営に及ぼす影響の緩和等に関する施策を講ずる。

また、農業の自然循環機能の維持増進により、環境と調和のとれた農業生産の確保を図ることを通じ、農業の持続的な発展に資するための施策を講ずる。

(1) 望ましい農業構造の確立

(略)

(2) 専ら農業を営む者等による農業経営の展開

(略)

(5) 人材の育成及び確保

(略)

(6) 女性の参画の促進

(略)

(7) 高齢農業者の活動の促進

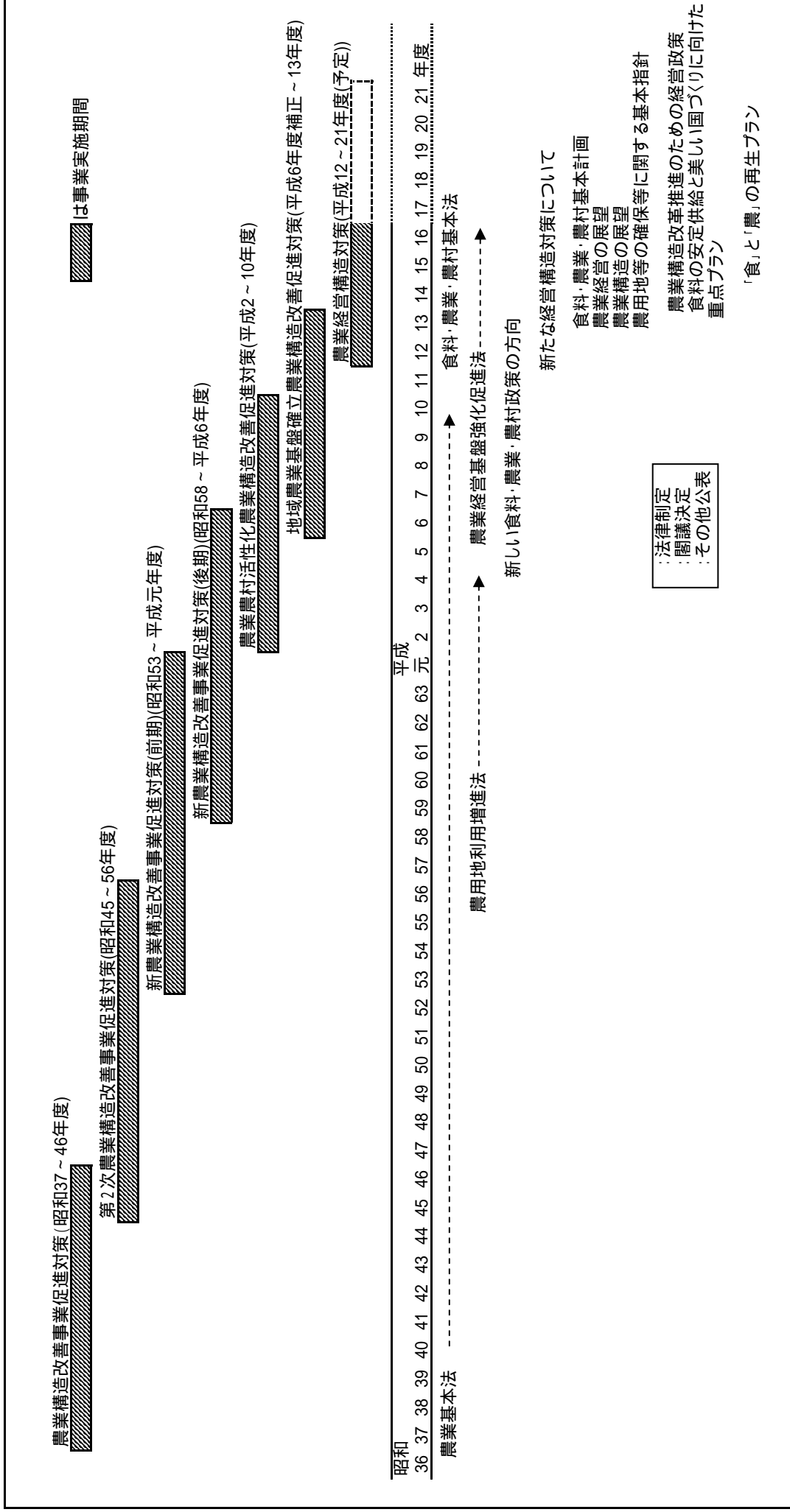
(略)

(8) 農業生産組織の活動の促進

(略)

(注) 下線は当省が付した。

図 農業構造改善事業促進対策から農業経営構造対策までの変遷



(注) 農林水産省の資料に基づき当省が作成した。

表 新たな経営構造対策について - 21世紀の農業を担う経営体の育成と地域農業の変革を目指して - (平成11年7月30日農林水産省構造改善局新たな経営構造対策研究会報告(抜粋))

<p>農政改革と新たな経営構造対策の必要性</p> <p>1 国民の視点に立った農政の改革</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) このように我が国の食料・農業・農村は大きな転機を迎えており、こうした情勢の下で、農政の抜本的な改革が展開されている。特に、昭和36年に制定された農業基本法が廃止され、新たに食料・農業・農村基本法が制定されたところである。</p> <p>本法においては、国民の視点に立って政策を展開するという観点に立ち、農政の基本理念として、食料の安定供給の確保、多面的機能の発揮、農業の持続的な発展、農村の振興の4つを掲げている。</p> <p>この基本理念に基づき、21世紀の食料・農業・農村政策を構築していくため、農政全般にわたって改革が行われており、<u>農業構造改善事業についても抜本的な見直しを行い、国民の視点に立ちつつ、食料・農業・農村基本法の理念に即して、これを新たな対策として構築していく必要がある。</u></p> <p>2 農業構造改善事業の成果と問題点</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) しかしながら一方で、昭和37年当時とは食料・農業・農村を取り巻く状況が大きく変化していることに加え、</p> <p>事業全体として目的意識が希薄化しているのではないか、</p> <p>地域において課題の設定が曖昧となっているのではないか、</p> <p>ソフト事業による地域の合意形成について取り組みの熱意が薄れてきているのではないか、</p> <p>整備された施設について利用状況が不十分なものがあるのではないか、</p> <p>計画や目標について達成状況を評価し、さらなる事業展開に資することが十分には行われていないのではないか、</p> <p>農業構造改善事業以外の補助事業や施策との関連が曖昧になってきているのではないか</p> <p>といった問題点も指摘されており、農業構造改善事業を抜本的に見直すことが必要となっている。</p> <p>(4) (略)</p> <p>新たな経営構造対策のあり方</p> <p>1 基本的考え方</p> <p>(1) 食料・農業・農村基本法においては、農業の有する食料供給機能と多面的機能の重要性に鑑み、これを確保するため、農業の持続的な発展と農村の振興を図ることを基本理念としており、この実現を図るための具体的施策の方向として、望ましい農業構造の確立、専ら農業を営む者等による農業経営の展開等を規定している。</p> <p>新たな経営構造対策は、こうした新基本法の政策課題に即応し、「担い手」となる経営体を育成することを目的として実施する必要がある。</p> <p>(2) この場合、次のような基本的考え方に立って、構築することが適当である。</p> <p>効率的・安定的な経営体が地域農業の相当部分を占める農業構造を確立する。</p> <p>農業者をはじめとする幅広い関係者が話し合い、地域農業を変革するための目標・計画及びその達成のための手段・プログラムにつき合意を形成する。</p> <p>地域の自主性と選択を尊重し、地域農業の変革を実現していくことの重要性に鑑み、総合メニュー方式という枠組みとする。</p> <p>(以下略)</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(注) 下線は当省が付した。

表 経営構造対策実施要綱の制定について（平成 12 年 3 月 29 日付け 12 構改 B 第 325 号 農林水産事務次官依命通知）（抜粋）

## 第 1 趣旨

食料・農業・農村基本法(平成 11 年法律第 106 号)の基本理念である農業の持続的な発展と農業・農村の有する多面的機能の発揮を図っていくためには、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立することにより、生産性の高い農業を展開することが急務となっている。

本対策は、このことを踏まえ、地域ぐるみで地域の農業構造を変革していくため、認定農業者をはじめとして、新規就農者、女性・高齢農業者等地域農業にかかわる幅広い関係者による合意形成を前提として、生産施設、加工施設及び流通販売施設等のうち本対策の実施のために必要となる施設を総合的に整備することにより、地域の農業の担い手となるべき農業経営の育成・確保を図るための総合的な環境整備を推進することを目的とする。

また、この対策を実施するに当たっては、実施手続と事業評価について広く国民に、情報を提供すること等を通じて効率的で透明な事業運営の確保に配慮するものとする。

## 第 2 目標

本対策は、第 1 の趣旨にのっとり、地域の農業構造を変革するために実現すべき目標として認定農業者(農業経営基盤強化促進法(昭和 55 年法律第 65 号)第 12 条第 1 項の認定を受けた者をいう。)の育成、担い手への農地の利用集積、遊休農地の解消等に係る目標を定め、この目標の達成に向けた各種の取組を通じ、地域の農業の担い手となるべき農業経営の育成・確保を図るものとする。

## 第 3 対策の内容

本対策は、経営構造対策推進事業及び経営構造対策事業により構成されるものとし、平成 12 年度から平成 21 年度までの 10 年間(前期 5 年、後期 5 年)実施するものとし、各事業の内容は次のとおりとする。

なお、平成 16 年度において対策全般の見直しを行うものとする。

### 1 経営構造対策推進事業

経営構造対策推進事業は、市町村段階、都道府県段階及び全国段階の各段階において、地域の農業の担い手となるべき農業経営を育成し、地域ぐるみで地域の農業構造を変革していくとする取組を支援するため、地域の農業者等の合意に基づく地域の農業構造の変革のための数値目標の設定及びその達成のためのプログラムの策定、事業実施後の着実な効果発現等に対する支援体制の整備等を行うものとし、本事業の種類は次のとおりとする。

(1) 市町村段階において地域の農業者等の合意形成の支援等を行う市町村経営構造対策推進事業

(2) 都道府県段階において市町村推進事業の支援等を行う都道府県経営構造対策推進事業

(3) 全国段階において本対策の普及・宣伝等を行う全国経営構造対策推進事業

### 2 経営構造対策事業

経営構造対策事業は、地域農業において生産の高度化、加工・流通体制の高度化及び都市と農村の交流促進等の多角的な取組を通じ、地域農業の担い手となるべき農業経営の育成・確保を支援するため、これに必要な生産施設、加工施設、流通販売施設、情報関連施設及び農林漁業体験施設等の施設を一体的に整備する事業(既存施設と一体的に整備する事業を含む。)とする。

また、併せて、これらの施設の整備が効果的かつ円滑に図られるよう、当該施設に係る実践的な知識、技術の修得、当該施設の整備による効果の分析等に必要な事業を行うものとする。

(注) 1 農業経営総合対策実施要領の制定について（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 経営第 6627 号農林水産事務次官依命通知）により、本通知は廃止。

2 下線は当省が付した。

経営対策体制整備推進事業実施要綱（平成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改 B 第 166 号農林水産事務次官依命通知）（抜粋）

### 第 3 事業の内容

#### 1 経営・生産対策推進会議

- (1) 実施主体は、次の業務を一元的に推進するため、経営・生産対策推進会議(以下「推進会議」という。)を設置し、関係者の合意形成を図るために継続的な活動を実施するものとする。
- ア 認定農業者等意欲ある担い手の育成及び確保に関連する業務
  - イ 農業及び農村における男女共同参画の推進に関連する業務
  - ウ 高齢農業者の活動の促進及び福祉の向上に関連する業務
  - エ 新規就農者の確保及び育成に関連する業務
  - オ 担い手への農地の利用集積に関連する業務
  - カ 農協の営農指導員の育成に関連する業務
  - キ 経営構造対策に関連する業務
  - ク 農業生産及び畜産の振興に関連する業務

- (2) 推進会議は、(1)のアからクまでの業務を推進するための関係機関、団体等の最終調整機関として、役割分担の明確化、連携方策の策定、2の地域農業マスタープランの策定等に際しての必要な協議及び調整を実施の上、地域農業マスタープランの進行管理及び総合的な評価を実施するものとする。

なお、推進会議の下に必要なに応じて導入事業実施等のためのプロジェクトチームを設置できるものとする。

#### 2 地域農業マスタープラン

実施主体は、経営・生産対策に係る施策の実施に当たり、地域における関係者間の合意形成に基づき、計画的な事業導入が図られるよう、平成 16 年度を目標年次とする中期的な経営・生産対策ビジョン及び年度活動計画を内容とする地域農業マスタープランを策定するものとする。

なお、地域農業マスタープランの策定に当たっては、農業に関連する他の基本的な計画との連携を図り、整合性を保つものとする。

(注) 下線は当省が付した。

経営対策体制整備推進事業実施要領（平成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改 B 第 167 号経済局長、構造改善局長、農産園芸局長、畜産局長通知）（抜粋）

### 第 1 経営・生産対策推進会議の設置及び運営

経営生産対策体制整備推進事業実施要綱(平成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改 B 第 166 号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。)第 3 の 1 の経営・生産対策推進会議(以下「推進会議」という。)は、次の内容を基本として、都道府県段階及び市町村段階でそれぞれ設置するものとする。

#### 1 都道府県経営・生産対策推進会議

- (1) 都道府県段階に、都道府県経営・生産対策推進会議(以下「都道府県推進会議」という。)を設置する。
- (2) 都道府県推進会議は、都道府県、都道府県市長会、都道府県町村会、都道府県農業会議、都道府県農業協同組合中央会、都道府県土地改良事業団体連合会、都道府県農業公社、農林漁業金融公庫支店その他の関係機関・団体の役職員等をもって構成する。
- (3) 都道府県推進会議の事務局は、都道府県に置く。

#### 2 市町村経営・生産対策推進会議

- (1) 市町村に、市町村経営・生産対策推進会議(以下「市町村推進会議」という。)を設置する。
- (2) 市町村推進会議は、市町村、農業委員会、都道府県事務所、地域農業改良普及センター、農業協同組合、土地改良区、農地保有合理化法人、農業関連産業、消費者団体その他の関係機関・団体の役職員等をもって構成する。
- (3) 市町村推進会議の事務局は、市町村に置く。

#### 3 推進会議の連携

本事業の実効ある実施を図るため、都道府県推進会議と市町村推進会議は、有機的な連携を図るものとする。

(注) 下線は当省が付した。

表

予 算 の 推 移

単位:千円

事 業 名	平成12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
<b>経営構造対策事業</b>	19,718,305	21,268,051	22,814,034	19,490,864	17,667,048
(目) 農業経営対策事業費補助金	19,718,305	21,268,051	22,814,034	19,490,864	17,667,048
<b>経営構造対策推進事業</b>	695,083	712,734	730,858	375,718	393,554
市町村推進事業					
(目) 農業経営対策地方公共団体事業推進費補助金	285,910	252,716	264,723	90,242	67,016
都道府県推進事業					
(目) 農業経営対策地方公共団体事業推進費補助金	277,096	263,233	294,781	184,243	234,765
全国推進事業	132,077	196,785	171,354	101,233	91,773
(目) 農業経営対策事業推進費補助金	5,588	5,410	5,249	4,175	3,939
(目) 農業経営対策民間団体事業推進費補助金	126,489	191,375	166,105	97,058	87,834
総 計	20,413,388	21,980,785	23,544,892	19,866,582	18,060,602

(注)1 農林水産省の資料に基づき、当省が作成した。

2 平成12年度から15年度は補正後予算額、16年度は当初予算額である。



表 調査対象事業実施地区一覧

都道府県	市町村等名	地区名(事業区分)	推進事業 実施年度	対策事 業認定 年度	推進事業費 総事業費(千円)		対策事業費 総事業費(千円)	
					うち国庫補助 額	うち国庫補助 額		
北海道	千歳市	泉郷・中央地区	12	13	4,220	2,110	1,692,254	805,835
	滝川市	滝川地区	12	12	3,213	1,600	229,351	112,059
	森町	森地区	-	12	-	-	377,741	188,870
	長沼町	長沼地区	13	-	3,680	1,840	-	-
	門別町	門別地区	12	-	1,200	600	-	-
	士別市	士別	12	13	513	250	277,501	132,143
	美幌町	美幌	-	13	-	-	81,997	40,169
	富良野市	富良野地区	13	-	780	390	-	-
	愛別町	愛別地区	12	-	3,002	1,500	-	-
	帯広市	帯広大正地区	12	12	2,520	1,260	848,791	404,186
	芽室町	芽室地区	12	12	2,072	1,000	814,506	387,860
	幕別町	幕別地区	-	12	-	-	1,373,273	663,914
宮城	古川市	古川	-	12	-	-	126,651	60,309
	志波姫町	刈敷下	-	12	-	-	715,229	340,585
	米山町	米山中部	-	12	-	-	259,814	123,720
	石巻市	蛇田西地区	12	-	1,000	500	-	-
	登米町	登米地区	12	-	2,503	1,250	-	-
福島	原町市	浜佐地区	12	12	504	250	357,000	178,500
	楡葉町	上繁岡地区	12	13	1,061	500	383,775	191,887
	表郷村	河東田地区	12	12	1,529	750	310,732	147,967
	広野町	広野地区	13	-	1,010	500	-	-
埼玉	川島町	東央西部地区	12	12	522	250	308,373	148,584
	杉戸町	杉戸地区	12	-	2,000	1,000	-	-
	白岡町	日勝・篠津・大山地区	12	-	2,004	1,000	-	-
	嵐山町	南部地区	12	13	4,006	2,000	107,295	52,850
新潟	宮代町	山崎地区	-	12	-	-	229,390	114,275
	柿崎町	黒川地区	12	-	2,000	1,000	-	-
	小須戸町	小須戸地区	14	15	5,900	2,950	-	-
	小千谷市	片貝町地区	12	12	1,009	500	74,083	35,277
	朝日村	朝日中部地区	12	12	1,000	500	125,790	60,585
	加茂市	加茂・須田地区	12	12	500	250	907,389	432,090
長野	越路町	越路地区	13,14	-	11,911	5,865	-	-
	諏訪市	豊田地区	12	12	2,100	1,000	219,788	104,660
	中野市	中野地区	12	13	2,000	1,000	306,983	146,182
	四賀村	金井地区(担い手)	-	14	-	-	78,401	39,200
	三郷村	温地区	14	-	2,005	1,000	-	-
愛知	豊科町	豊科南部地区	14	-	2,063	1,000	-	-
	大府市、東浦町、阿久比町	知多東部地区	-	12	-	-	519,131	245,776
	岡崎市	岡崎地区	-	12	-	-	428,009	207,650
	蒲郡市	蒲郡地区	13	14	1,923	959	592,956	282,360
石川	田原町、赤羽根町、渥美町	愛知みなみ地区	14	-	3,213	1,500	-	-
	加賀市	金明地区	-	12	-	-	164,000	78,095
	小松市	小松地区	12	13	3,000	1,500	171,019	83,667
	河北市(宇ノ気町、高松町)	河北北部地区	-	12	-	-	268,761	128,215
静岡	松任市	松任地区	12	-	5,000	2,500	-	-
	掛川市	西部地区	12	12	105	50	412,980	196,657
	掛川市	日東地区	12	12	105	50	1,519,539	723,590
	藤枝市他2市2町	大井川地区	12	14	1,000	500	741,794	342,017
	川根町	抜里地区	13	-	300	150	-	-
大阪	清水市	興津地区	13	-	500	250	-	-
	河内長野市、太子町、河南町、千早赤阪村	大阪南地区	-	12	-	-	300,962	143,315
	泉南市	泉南西部地区	-	12	-	-	468,276	234,137
	富田林市	東條地区	-	13	-	-	20,000	10,000
	和泉市	小川地区	13,14	-	7,300	3,650	-	-

兵庫	山南町	山南地区	-	12	-	-	361,000	177,500
	三原町	三原地区	-	12	-	-	550,000	275,000
	南淡町	生子地区	-	13	-	-	56,642	28,320
	加美町	杉原谷地区	12	-	4,000	2,000	-	-
	神崎町	神崎地区	12	-	3,000	1,500	-	-
広島	庄原市	高・敷信地区	12	12	3,000	1,500	1,478,023	722,586
	世羅町	田打地区	12	12	500	250	1,120,615	533,625
	豊平町	豊平南地区	12	12	400	200	184,577	90,082
	沼隈町	八日谷地区	13	-	500	250	-	-
	千代田町	千代田地区	12	-	3,114	1,557	-	-
岡山	玉野市、灘崎町	七区地区	12	12	1,001	500	607,482	289,277
	船穂町	船穂地区	12	12	5,000	2,500	119,404	59,702
	西粟倉村	西粟倉地区	12	12	1,500	750	56,000	28,000
	邑久町	尻海・庄田地区	12	-	1,000	500	-	-
香川	観音寺市	柞田地区	12	13	500	250	675,108	321,480
	東かがわ市	白鳥地区	12	12	508	250	182,795	87,045
	香南町	香南地区	-	12	-	-	523,354	261,677
	仲南町	仲南地区	14	-	1,614	750	-	-
	飯山町	飯山西地区	14	-	528	250	-	-
愛媛	肱川町	肱川地区	12	12	1,500	750	303,736	151,868
	御荘町	御荘地区	-	12	-	-	90,624	45,312
	内子町	内子地区	-	13	-	-	172,706	82,241
	東予市(注)	周布・吉井地区	13	14	500	250	-	-
	丹原町(注)	丹原地区	13	-	800	400	-	-
福岡	J A福岡八女	八女西部地区	12	12	414	200	353,502	168,300
	勝山町	勝山地区	12	13	1,819	900	214,778	107,388
	上陽町	上陽地区	-	13	-	-	138,451	69,225
	吉井町	吉井地区	14	-	11,319	5,381	-	-
	久留米市	久留米地区	14	-	10,653	5,324	-	-
長崎	大村市	大村市北部地区	12	13	800	400	173,418	86,473
	東彼杵町	彼杵地区	12	12	3,000	1,500	199,052	94,788
	芦辺町	アシベ地区	13	13	1,000	500	263,908	131,267
熊本	山鹿市	山鹿地区	12	12	1,000	500	57,260	27,266
	竜北町	竜北全域	12	12	500	250	457,763	226,020
	田浦町	田浦地区	12	12	500	250	158,623	77,874
	甲佐町	船津地区	12	-	200	100	-	-
総計					150,444	74,436	24,312,352	11,729,502

(注) 1 農林水産省の資料に基づき、当省が作成した。

2 (注) 及び(注)については、事業地区を統合して、1地区として対策事業を実施

### 第3 行政評価・監視結果

#### 1 経営構造対策推進事業の在り方の見直し等

##### (1) 市町村推進事業

勸告	説明図表番号
<p>都道府県及び市町村等は、「農業経営総合対策推進事業の実施について」(平成14年3月29日付け13経営第7014号経営局長通知。以下「推進事業関係局長通知」という。)により、市町村推進事業、都道府県推進事業等を実施している。</p> <p>ア 合意形成事業の在り方の見直し等</p> <p>市町村推進事業のうち合意形成事業は、推進事業関係局長通知において、対策事業の円滑な実施と事業実施後の着実な効果の発現を図るため、地域の農業者を始め、地域農業にかかわる幅広い関係者の合意形成を図るために実施するものであり、その事業内容は、</p> <p>市町村のマスタープランに定められている事項の全部又は一部を実現するため、対象地域の農業の現状と課題、対象地域の農業構造の变革のための数値目標(全国共通目標、地区選択目標等)とその達成のためのプログラム、整備予定施設等の事項を定めた「経営構造確立構想」(以下「確立構想」という。)の策定、対策事業で整備を予定している施設等の費用対効果の算定に必要な基礎的資料の収集及び分析や算定方法の検討等とされている。</p> <p>しかし、今回、18道府県の68合意形成事業実施地区を調査した結果、33地区(延べ38地区)において、次のような事例がみられた。</p> <p>(ア) 合意形成事業を実施したが確立構想が未策定等の事業地区</p> <p>合意形成事業の実施により、市町村等は、推進事業関係局長通知において、地域の農業構造の变革のための目標や施設整備計画等を内容とする確立構想を策定するものとされている。</p> <p>しかし、7地区において、次のような事例がみられた。</p> <p>産地形成促進施設(直売所)を整備するとして合意形成事業を実施した地区では、直売所の維持管理を行う第3セクターの採算性に問題が生じたことから、合意形成を図ることができず、確立構想の策定に至らないまま合意形成事業を終了している(ほか類似事例を含め計2地区)。</p> <p>情報管理通信施設(CATV施設)等を整備するとして合意形成事業を実施した地区では、確立構想を策定したとしているが、当該確立構想では、新規就農者の育成や女性・高齢者の活用等の地区選択目標等が未設定となっている(ほか類似事例を含め計5地区)。</p> <p>(イ) 合意形成事業を実施し確立構想を策定したが施設等整備が行われていない事業地区</p>	<p>表1-(1)-</p> <p>表1-(1)-</p> <p>表1-(1)-</p>

合意形成事業により策定された確立構想に掲げられた地域の農業構造の変革のための数値目標は、対策事業関係局長通知において、対策事業等を実施することにより、達成することとされている。

しかし、23 地区において、次のような事例がみられた。

乾燥調製貯蔵施設（麦及び大豆）、新技術活用種苗等供給施設（きのこ）及び農畜産物処理加工施設（きのこ及び野菜）を整備するとして、平成 12 年度に合意形成事業を実施したが、整備を予定している施設が十分に利用されるかどうかの不安があり、事業主体の経営状況を考慮すると事業投資は厳しい状況にあることなどから対策事業が実施されていない。

このことについて、農林水産省は、合意形成事業を実施して確立構想を策定したとしても、必ずしも対策事業により施設等の整備を行わなければならないということではないとしており、例えば、対策事業を実施できなくても、確立構想に掲げた地域の農業構造の変革のための目標が地域の農業者に周知されるだけでも合意形成事業の成果であるとしている。

しかし、地域の農業構造の変革のためとして確立構想に定めた目標が周知されたとしても、対策事業による施設等整備が行われなければ、その目標達成は極めて困難であり、また、現状では確立構想の目標が達成されたかどうか等のフォローアップを行う仕組みとはなっていない。

(ウ) 合意形成事業を実施し確立構想を策定したが対策事業以外の事業で施設等整備を実施している事業地区

今回、8 地区において、次のような事例がみられた。

産地形成促進施設（直売所）等を整備するとして合意形成事業を実施し確立構想を策定した地区があるが、同地区では、対策事業で施設等整備を行わず、農林水産省の他の補助事業で施設等整備を行っている。

このように、対策事業以外の事業で施設等の整備を行った場合には、対策事業で整備する施設と同様な施設が整備されているにもかかわらず、確立構想に掲げられた地域の農業構造の変革のための目標の達成度を評価するなどフォローアップ等を行う仕組みにはなっていない。このようなことから、合意形成事業を活用して確立構想を策定した事業地区については、対策事業以外の事業で施設等の整備を行った場合にも、確立構想に掲げた地域の農業構造の変革のための目標のフォローアップ等を行うことが必要であると考えられる。

イ 合意形成事業費の執行状況

合意形成事業費に係る補助対象経費等は、「経営構造対策事業等の附帯事務費補助金及び推進事業費補助金の取扱いについて」（平成 12 年 3 月 29 日付け 12 構改 B 第 337 号構造改善局長通知。以下「補助金取扱通知」という。）において、確立構想の策定、各種資料収集・分析等に要する経費であり、具体的には、賃金、共益費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料等とされている。

合意形成事業費の費目のうち委託料は、整備を予定している施設等の費用対効

表 1-(1)-

表 1-(1)-

<p>果の算定に必要な基礎的資料の収集及び分析や算定方法の検討等を民間業者等に委託する際に使用することとされている。</p>	表 1-(1)-
<p>また、農林水産省では、海外研修について、「海外研修に合意形成事業を活用することは、原則として認められない。ただし、対策事業で整備しようとする施設において、日本にはない技術を活用することを予定しているため、その技術修得のための研修が必要であるなど、真に海外研修が必要と認められる場合には活用できる。」としているなど、限定的にその実施を認めている。</p>	表 1-(1)-
<p>しかし、今回、18 道府県の 68 合意形成事業実施地区を調査した結果、20 地区（延べ 22 地区）において、次のような事例がみられた。</p>	表 1-(1)-
<p>長いも及び馬鈴薯の集出荷貯蔵施設等を整備することとしている地区では、地域の農業者の意識の高揚を図るため、整備を予定している直売所の運営手法等に関する事項を調査委託しているが、本地区において整備する施設とは直接関係のない委託内容となっている（ほか類似事例を含め計 3 地区）。</p>	表 1-(1)-
<p>海外研修を実施した事業地区では、その研修内容等から海外研修が効果的であったかどうか明確に判断できないものとなっている（1 地区）。</p>	表 1-(1)-
<p>平成 12 年度に推進事業を実施し、同年度内に対策事業を開始している事業地区の中には、推進事業が完了しているにもかかわらず、対策事業期間中の先進地視察などに要した経費を推進事業費から執行しているなど、推進事業費と対策事業費の執行が不明確となっている（ほか類似事例を含め計 17 地区）。</p>	表 1-(1)-
<p>推進事業費から、本来使用が認められていない夕食代に使用している（1 地区）。</p>	表 1-(1)-
<p>したがって、農林水産省は、合意形成事業の事業効果の発現及び適切な事業の実施を図るため、次の措置を講ずる必要がある。</p>	
<p>合意形成事業の在り方に関し、      ) 確立構想が策定されていない事業地区等については、確立構想の策定、内容の適切化等に向けた改善措置を講ずること、      ) また、確立構想を策定したが施設等整備がすぐには伴わない事業地区及び対策事業以外の事業で施設等整備を行った事業地区についても、確立構想のフォローアップ等を行うこととすること。      市町村等において合意形成事業費の執行が適正に行われるよう都道府県に対し指導すること。</p>	
<p>また、合意形成事業費が不適正に執行されているものについては、補助金の適正な執行を確保するため、早急に補助金の返還等厳格かつ適正な対応措置を採ること。</p>	

(説明)

表 1 - (1) - 「農業経営総合対策推進事業の実施について」(平成 14 年 3 月 29 日  
付け 13 経営第 7014 号経営局長通知)(抜粋)

(別紙) 農業経営総合対策推進事業の実施について

第 2 各事業別事項

1 担い手育成総合支援事業

(1) 地域農業サポート支援事業

(略)

オ 経営構造対策推進事業関係：別記 5

(略)

別記 5 経営構造対策推進事業関係

第 1 都道府県推進事業

表 1 -(2)- 参照

第 2 市町村推進事業

1 合意形成事業

(1) 事業内容

要領別表 2 の経営構造対策推進事業の事業内容欄の 1 の合意形成事業(以下別記 5 において「合意形成事業」という。)は、対策事業の円滑な実施と事業実施後の着実な効果発現を図るため、地域の農業者をはじめ、地域農業にかかわる幅広い関係者の合意形成に基づき地域農業の実態に即して実施するものとし、事業内容は次のとおりとする。

ア 経営構造確立構想の策定

地域農業マスタープラン(体制整備事業実施要綱第 3 の 2 に基づく地域農業マスタープラン又はこれに準ずるものをいう。以下別記 5 において同じ。)に定められている事項の全部又は一部を実現するため、対象地域の農業の現状と課題、対象地域の農業構造の変革のための数値目標及びその達成のためのプログラム、整備予定施設、経営資産の円滑な継承に関する計画等の事項を定めた経営構造確立構想(以下別記 5 において「構想」という。)を策定するものとする。

イ 費用対効果の算定のための基礎調査等

対策事業で整備を予定している施設等の費用対効果の算定に必要な基礎的資料の収集及び分析や算定方法の検討等を行うものとする。

以下(略)

(注) 下線は当省が付した。

表 1 - (1) - 合意形成事業を実施したが確立構想が未策定の事業地区

都道府県名	事業地区名	確立構想未策定の状況
長野県	A地区	本地区は、パーキングエリア内に産地形成促進施設（直売所）を整備するとして合意形成事業を実施したが、パーキングエリアにサービス機能を設け、第3セクターがその維持管理を行った場合の採算性に問題が生じたことから、合意形成を図ることができず、確立構想の策定に至らなかった。
	B地区	本地区は、直売施設を整備するとして合意形成事業を実施したが、直売施設で取扱う農産物の品目が少ないこと、また、施設建設予定地や直売所の採算性などについて、受益農家の理解が得られなかったため合意形成に至らず、確立構想は策定されていない。 なお、本地区では、平成15年12月9日に確立構想が策定・公表された。

（注）当省の調査結果による。

表 1 - (1) - 合意形成事業を実施して確立構想を策定したとしているが確立構想の内容に不備のある事業地区

都道府県名	事業地区名	策定状況等
北海道	A地区	地区選択目標未設定
宮城県	B地区	施設整備計画未記載、全国共通目標誤設定
福島県	C地区	全国共通目標誤設定
石川県	D地区	認定農業者数未記載、地区選択目標未設定
兵庫県	E地区	地区選択目標未設定

（注）当省の調査結果による。

表1 - (1) - 合意形成事業を実施し確立構想を策定したが施設等整備が行われていない事業地区

都道府県名	市町村等名	地区名	推進事業実施年度	確立構想策定の有無	確立構想の内容	合意形成の状況
北海道	A町	A地区	13	有	有	平成13年10月に町内全農家1,033戸（個人経営1,003戸、法人30戸）を対象として対策事業の実施に向けた意向調査を実施。その結果、4営農集団からコンバイン等の導入希望があったため、確立構想を策定し公表した。しかし、樹立申請の準備を進めるなか、各営農集団から自己資金確保が困難として機械施設導入をしない申し入れがあった。
	B町	B地区	12	有	有	平成12年に5戸の酪農家を法人化し牛舎等を整備する計画の確立構想を策定、公表を行った。しかし、平成13年の事業実施に向けた最終の調整段階で事業対象5戸のうち2戸が事業から抜けたことから機械施設等の導入を取り止めている。
	C町	C地区	12	有	地区選択目標が記載されていない。	本地区では、乾燥調製貯蔵施設（麦及び大豆）、新技術活用種苗等供給施設（きのこ）及び農畜産物処理加工施設（きのこ及び野菜）を整備するための合意形成を図るとして、平成12年度に合意形成事業が実施された。しかし、整備を予定している施設の利用等に不安があり、事業主体の経営状況を考慮すると事業投資は厳しい状況にあることなどから、対策事業が実施されていない。
宮城県	A市	B地区	12	有	施設整備計画がない。目標及び達成プログラムにおける全国共通目標の設定を誤っている。	経営体育成構想の企画立案、農業構造の改善に係る地域連携協定等を行うとされている「経営構造会議」の設立総会（平成12年9月14日）の際、事業主体と農協との連携が希薄（当初の営農計画では、みつば、サラダ菜等の軟弱野菜の周年的・安定的生産を行うとともに、市の主力園芸作物であるイチゴ、トマト、きゅうりの3品目に次ぐ新たな園芸作物の確立を目指していたが、価格の低迷或いは野菜市場の先行き不透明等といった状況から、農協等との連携が図れなかった）、ハウス建設予定箇所がほ場整備地内（地権者との調整が困難）であり、かつ、既存施設（サントマト等複合団地）との連携が見えてこないとの意見が出されている。上記のような問題がある中、事業主体において合意形成が図れなかった。 なお、総会以降、同会議は開催されていない。
福島県	A町	A地区	13	有(未公表)	施設整備計画がない。目標及び達成プログラムにおける全国共通目標の設定を誤っている。	町は、平成13年12月20日に県に対して「平成14年度対策事業の先延ばしについて」の公文書を出している。その内容は、「町の財政事情が厳しく、平成14年度から予定していた対策事業の見直しを余儀なくされた状況」としている。その結果、平成14年3月29日には、確立構想が策定されたが、施設整備計画が未策定となっており未公表となっている。
埼玉県	A町	A地区	12	有	有	玉ねぎの価格の急落、玉ねぎの収穫期は梅雨時となるため収穫のタイミングが難しく規模拡大が困難、玉ねぎの場合、良好な排水がほ場の条件となり、低湿地のほ場が多い事業地区では、新たなほ場整備が必要となる、町管理による運営は難しいことから、JA及び地域集団との協議が必要等の理由から対策事業の導入を中止した。



都道府県名	市町村等名	地区名	推進事業実施年度	確立構想策定の有無	確立構想の内容	合意形成の状況
新潟県	A町	A地区	12	有	施設整備計画が未記載	当該地区は、小学校の跡地を利用して、農作物貯蔵施設、加工処理所及び宿泊施設を備えた新規就農者研修施設を整備する計画であったが、投資効率が1.0を上回らないと町が判断したことから、対策事業の導入を見送ったが、今後、施設整備計画等の内容を見直し、対策事業の実施を再検討している。
	B町	A地区	14	有	有	当該地区は、平成15年度から対策事業（総合交流拠点施設、高生産性農業用機械施設等）を実施する予定としていたが、総合交流拠点施設建設に係り、費用対効果算定等の一部に修正があったこと等から、県農政事務所との協議に時間を要しており、樹立申請に至っていないもの。 なお、平成16年2月18日に事業計画が認定された。
	C町	A地区	13、14	有	平成13年度は施設整備計画が未記載	当該地区は平成13年度及び14年度にわたり推進事業を実施している。平成13年度については、対策事業で整備する施設の設置場所、規模、内容、事業費等の基本計画を民間企業に委託し策定したが、集客が見込めず、予定どおりの収支が見込めないことから、基本計画を見直した上で確立構想を策定した。 平成14年度は、施設の設置場所を移して、前年度と同じ業者に委託して基本計画を策定したが、インフラ整備に多額の費用（町単独）がかかることから、対策事業の導入計画を見直すこととしている。
長野県	A町	A地区	14	無	-	直売施設を整備するとして合意形成事業を実施したが、直売施設で取扱う農産物の品目が少ないこと、また、施設建設予定地や直売所の採算性などについて、受益農家の理解が得られなかったため合意形成に至らず、確立構想は策定されていない。 なお、平成15年12月9日に確立構想が策定された。
愛知県	A市、B町	A地区	14	有	施設整備計画の事業費欄が未記載となっている。	事業主体の対策事業の実施に向けたスケジュールの遅れから翌年度の事業実施が間に合わないため、施設整備の導入を中止した。しかし、事業主体では継続して施設整備を検討しているが、具体的な取組を行っていた農業情報プロジェクト会議が廃止となり、今後のスケジュール等は決まっていない。
静岡県	A市	A地区	13	有	有	平成13年度に、「経営体育成緊急支援事業」が補正予算として組まれたことから、対策事業ではなく「経営体育成緊急支援事業」により整備した。
	B町	B地区	13	有	有	確立構想は策定したものの、茶工場の建設用地問題で対策事業への移行が遅れた。平成16年度に対策事業を実施する予定。
大阪府	A市	A地区	13、14	有	有	当該地区は、平成13年度及び14年度に推進事業を実施している。平成14年度の構想は13年度のものに整備予定の施設を追加したものであるが、対策事業が実施されていない。その理由として、事業実施地区の緑資源公園の農用地総合整備事業が大幅に遅れているため、また、総合交流拠点施設の事業主体について、PFI方式を導入することとしているが、そのPFIの事業主体が未定であること、さらに、いちご栽培ハウスの参加農家5戸は特定されているものの、どのような組織が事業主体として効果的であるか調整している段階

都道府県名	市町村等名	地区名	推進事業実施年度	確立構想策定の有無	確立構想の内容	合意形成の状況
兵庫県	A町	A地区	12	有	施設整備計画及び地区選択目標の達成プログラムが未記載	町の経営構造対策部会が受益農家に対する合意形成を実施。
	B町	B地区	12	有	有	パブリカ栽培のために複合経営促進施設及び農畜産物集出荷貯蔵施設の整備を町主導で行うため、合意形成を図っている。
広島県	A町	A地区	12	有	有	地域住民への説明会は開催されているが、数値目標等について資料の配付はされていない。対策事業で計画した新規就農者研修施設は研修対象者の目処が立たないため、今後の建設実現が困難。産地形成促進施設、リース用ハウスは県の補助事業で実施
	B町	B地区	13	有	有	対策事業で計画した生ごみ施設は、近隣の市との合併構想があるために事業が凍結状態、農業情報システムは既存システム等を有効利用したため実施していない。観光農園は、平成16年度末までに予定されている合併後にならないと取扱が定まらなとしている。
岡山県	A町	B地区	12	有	有	当該地区は、補助事業の自己負担分について、融資が得られる見通しがたなかったことから、平成13年度実施予定の事業を14年度以降に延期するというを県に申し出た。平成15年10月1日現在、対策事業の認定申請は出されていない。
香川県	A町	A地区	14	有	有	当該地区は、いちごのハウスを整備することとしていたが、合意形成中からいちごの価格低迷等があり受益者が決まっていなかった。町及び農協としては「経営・生産対策推進会議」での検討、農家への意向アンケート調査及び「いちご栽培啓発用パンフレット」等により参加者を募っていたが、結局確立構想中の受益者は特定されていない。
	B町	B地区	14	有	有	当該地区では、平成5年度に「農業農村活性化農業構造改善事業」で整備した産地形成促進施設と同様の施設を整備するという計画で推進事業を行っているが、農政局から施設の重複は問題あること、また、農産物出荷数量や価格についてのオンラインPOSシステムは補助要件に合致しないことから、町単独事業で施設を整備した。
福岡県	A市	A地区	14	有(未公表)	有	当該地区では、整備予定施設の産地形成促進施設及び総合交流拠点施設の用地を提供する地権者の合意が得られていないこと、また、産地形成促進施設の管理運営主体が未定であること等から、対策事業に至っていない。これについては市では、施設用地の確保、産地形成促進施設の管理運営主体の決定に向け努力しているところであり、取りあえず合意ができている高生産性農業機械施設について、平成15年度中に確立構想を公表し、16年度に施設整備を実施したいとしている。 なお、確立構想は平成15年12月8日に公表している。
熊本県	A町	A地区	12	有	施設整備計画が記載されていない。	町等が、地区の説明会、意向調査等を実施したが、花卉の市場価格の低迷等から最終的には受益者が2人となり対策事業の導入を諦めた。

(注) 当省の調査結果による。

表1-(1)- 合意形成事業を実施し確立構想を策定したが対策事業以外の事業で施設等整備を行った地区

都道府県名	市町村等名	地区名	整備予定施設を他の施設整備事業で整備することとなった状況
北海道	A市	A地区	平成14年2月7日に確立構想を策定（対策事業により施設整備を実施する等）・公表しているが、2月20日に「経営体育成緊急支援事業」の公告、28日に「経営体育成緊急支援事業計画」の認定申請をしている。当該地区においては、別々の推進事業を同時併行で実施している。施設整備は「経営体育成緊急支援事業」で行った。
宮城県	A町	A地区	推進協議会の下部組織である部会、委員会等を設立し、合意形成の確立、確認等を図る予定であったが、組織設立に至らず合意形成もできていない。しかし、確立構想及び推進事業完了報告では、「町農村創造活性化塾(仮称)」を設立し、合意形成のための活動をしたとしている。本地区では、確立構想で8施設を整備する予定としていたが、そのうち5施設については整備されず、残りの3施設（有機センター、大豆コンバイン及び大豆播種機）は、県単事業と「資源リサイクル畜産環境整備事業」（農林水産省）で整備されている。
埼玉県	A町	A地区	当該地区は、産地形成促進施設及び農産物処理加工施設を対策事業で整備するとして、平成13年3月26日に確立構想を策定公表しているが、その後、同一地区内にJAが整備した直売所があるとして、事業実施地区の変更（平成13年7月26日確立構想の変更）を行ったものである。しかし、平成14年度の対策事業としては認定されず「経営体育成緊急支援事業」で施設整備を行った。
長野県	A村	A地区	当該地区においては、整備予定施設の一つであるトマト養液栽培施設を平成15年度に「販路開拓緊急対策事業」及び「アグリ・チャレンジャー支援事業」で整備している。残りの施設については、対策事業で実施する予定。当該地区では、平成14年4月1日に「合意形成事業」及び「販路確立構想確立事業」を併行して申請し、両事業とも対象市町村の指定を受けている。
石川県	A市	A地区	平成12年度に推進事業を実施中に旧郵政省補助事業により施設整備を開始しているため、対策事業は実施していない。
岡山県	A村	A地区	整備予定の3施設（農畜産物集出荷貯蔵施設、高品質堆肥製造施設及び高齢者農業活動支援施設）のうち、高齢者農業活動支援施設は、介護保険認定者以外のサービス希望者についての対応ができる拠点施設が必要になったことから、対策事業では実施せず、厚生労働省の国保特別調整交付金（国100%）により整備した。また、高品質堆肥製造施設は、建設予定地の周辺住民から反対があったため事業は実施していない。
愛媛県	A市、B町	A地区	市及び町ともに複合経営促進施設（市はいちご及び軟弱野菜のハウス、町はバラのハウス）を導入する事業を実施しようとしていたが、市では事業の参加者が集まらず断念せざるを得ない状況であったが、事業を町とともに広域実施（複合経営促進施設（バラのハウス10棟）のほか、農畜産物集出荷貯蔵施設（バラの選別機）、総合交流拠点施設（直売所等）を併せて整備する構想）することで県及び農政局の了解を得た。しかし、（ ）翌年度に確実に事業採択がされるかどうか分からないこと、（ ）町のバラのハウスを早期に整備したいという要望があったこと、（ ）バラのハウスの整備に伴い、バラの選別機が必要となったことなどから、14年度にアグリ・チャレンジャー支援事業により、バラのハウス（6棟）と選別機の整備を行った。総合交流拠点施設については計画は中止され、また、残っているバラのハウス（4棟）については、15年度に対策事業で実施するという予定であったが、用地交渉等が難航していることから1年延期して行なう予定であるとしている。
福岡県	A町	A地区	当該地区では、平成14年度に推進事業を実施して合意を得たが、対策事業で施設を整備するより、アグリ・チャレンジャー支援事業で整備するほうが、事業の趣旨に沿っていると判断して、合意形成事業の実施期間である15年2月10日に申請の上、同年度にアグリ・チャレンジャー支援事業により施設整備を実施。

(注) 当省の調査結果による。

表 1-(1)- 「経営構造対策事業等の附帯事務費補助金及び推進事業費補助金の取扱いについて」  
 (平成 12 年 3 月 29 日付け 12 構改 B 第 337 号構造改善局長通知)(抜粋)

経営構造対策事業及び農業経営総合対策事業の実施について等に係る附帯事務費補助金及び推進事業費補助金の補助対象とする経費の内容を別紙 1 のとおり定め、当該経費の節の区分を別紙 2 のとおり定め、(以下略)

別紙 1 補助対象経費の内訳

1 経営構造対策事業等附帯事務費補助金

附帯事務 費区分  事業区分	都道府県附帯事務費		市町村附帯事務費	
	補助対象経費	補助対象種目 (節)	補助対象経費	補助対象種目 (節)
経営構造 対策事業	1 専任職員設置 に要する経費 (以下略)	A 給料、職員手当等、 共済費	事業実施指導 に要する経費	共済費、賃金、報 償費、旅費、需要 費、役務費、委託 料、使用料及び賃 借料、備品購入費 (自動車類を除 く)
	2 指導推進会議 及び事業実施 指導に要する 経費	B 報酬、共済費、賃 金、報償費、旅費、 需用費、役務費、委 託料、使用料及び賃 借料、備品購入費、 公課費		

(以下略)

2 経営構造対策推進事業費補助金

事業区分	補助対象経費	補助対象費目(節)
経営構造対策推進事業	1 市町村経営構造対策推進事業 経営構造確立構想の策定、各種 資料収集・分析等に要する経費  (以下略)	賃金、共益費、報償費、旅 費、需用費、役務費、使用 料及び賃借料、委託料、工 事請負費

別紙 2 節の内容

節	内 容
1 報 酬	委員手当
2 給 料	補助事業に直接従事する定数職員(地方公務員法第 22 条第 1 項に規

	定する職員を含む。)に対する一般職給(ただし、管理職の地位にある職員は除く。)
3 職員手当等	2の給料が支弁されるものに対する扶養手当、調整手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、特殊勤務手当、特勤手当、へき地手当、時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、児童手当
4 共 済 費	給料が支弁される者に対する地方公務員共済組合負担金、賃金が支弁される者に対する社会保険料
5 賃 金	日々雇用者の賃金
6 報 償 費	謝金
7 旅 費	普通旅費、特別旅費(委員等旅費、日額旅費)
8 需 用 費	消耗品費、車両燃料費、食糧費(事業計画の策定等事業遂行上特に必要な会議用弁当、茶菓子賄料等とする。)印刷製本費、修繕料
9 役 務 費	通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料、自動車損害保険料(ただし、補助事業で取得したものに限る。)
10 委 託 料	
11 使用料及び賃借料	会議借料、貨客兼用自動車、事業用機械器具等の借料及び損料
12 工事請負費	土地基盤整備調査設計、原図作成費
13 備品購入費	<u>当該補助事業実施に直接必要な貨客兼用自動車、事業用機械器具等購入費</u>
14 公 課 費	補助事業で取得した自動車の自動車重量税
(以下略)	

(注) 下線は当省が付した。

表1 - (1) - 「経営構造対策ハンドブック」(平成13年度版 社団法人日本アグリ  
ビジネスセンター)(抜粋)

参考資料

4 経営構造対策 Q&A

Q2 海外研修の経費に(市町村推進事業費を)使うことができますか。

A 市町村推進事業は、地域内の合意形成に基づく「経営構造確立構想」の策定と費用対効果算定のための基礎調査等が内容とされています。

一方、海外研修は、その目的が経営構造対策と合致しないことが一般的であることに加え、地域内の合意形成にどう寄与するのかが明確に説明できないと思われれます。

このため、海外研修に市町村推進事業を活用することは、原則として認められない。

ただし、経営構造対策事業で整備しようとする施設において、日本にはない技術を活用することを予定しているため、その技術習得のための研修が必要など、真に海外研修が必要と認められる場合には活用することができる。

以下略

表 1 - (1) - 整備する施設等とは直接関係のない調査業務委託等を行っている地区

都道府 県名	事業地 区名	推進事業費	整備予定施設	調査業務委託状況等
北海道	A地区	2,520,231 円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農畜産物集出荷貯蔵施設</li> <li>長いも予冷施設</li> <li>長いも集出荷選別施設</li> <li>馬鈴薯選別施設</li> </ul>	<p>「消費拡大手法検討委託」(地域活性化委員会に委託)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委託内容：直売所の設置運営手法、地域PR・情報発信手法の検討</li> <li>・ 委託費：400,000円</li> </ul> <p>本地区では、長いも及び馬鈴薯の集出荷貯蔵施設等を整備することとしており、地域の農業者の意識の高揚を図るため、将来整備を予定している直売所の運営手法等に関する事項を調査委託しているが、本地区において整備する施設とは直接関係のない委託内容となっている。</p>
福岡県	A地区	10,652,642 円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高生産性農業用機械施設</li> <li>・ 産地形成促進施設</li> <li>・ 総合交流拠点施設</li> </ul>	<p>「緑の情報受発信ゾーン基本計画策定業務委託」((株)Pに委託)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委託内容：ファーマーズマーケット基本計画作成</li> <li>・ 委託費：8,925,000円</li> </ul> <p>「緑の情報受発信ゾーン基本計画」では、委託内容のファーマーズマーケット(2,400㎡)を含む緑化流通センター(64,100㎡)、交流広場(5,000㎡)、駐車場(10,000㎡)、道路休憩施設(500㎡)、道路・水路(18,000㎡)全体の基本計画となっており、対策事業で整備する施設はその一部である。</p>
長崎県	A地区	3,000,000 円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建物用地整備</li> <li>・ 農畜産物処理加工施設</li> <li>・ 高生産性農業用機械施設</li> </ul>	<p>「地域マネジメント支援活動委託」((社)全国農業構造改善協会)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委託内容：確立構想の策定並びに経営構造対策事業計画作成に係る支援活動、費用対効果算定に係る支援活動</li> <li>・ 委託費：1,987,000円</li> </ul> <p>「地域マネジメント支援活動報告書」の内容は、経営構造確立構想の策定などとなっているが、その中には、経営構造対策事業計画書等のように、推進事業における業務委託の内容として不適切なものが含まれている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 1 - (1) - 推進事業費で海外研修を行っている事業地区

事業地区名	海外研修の状況
新潟県 A 町	<p>実施時期：平成 13 年 5 月 21 日～24 日</p> <p>行先：韓国（釜山、慶州）</p> <p>参加者：9 人（A 町、JA 等）のうち、4 人分（A 町長、農林課長、農林課係長、総括推進員）を合意形成事業費から執行</p> <p>・研修目的</p> <p>近年のアジア諸国の野菜を初めとする農産物生産は、日本の市場をターゲットにした日本向けの輸出生産システムと戦略が進行しつつある。</p> <p>当町が計画している農企業の創設や大型園芸施設の立ち上げを実践するには、こうした実態を調査研修し、園芸施設における作物品種選定等を充分見極める必要がある。</p> <p>このため今回、近隣の韓国における壮大な園芸施設と生産現場の現状と実態を把握し、当町における大規模園芸施設の導入に生かすことを目的として実施したものである。</p> <p>・当省の問題意識</p> <p>農水省では、原則として、合意形成事業における海外研修は認めないこととしている。また、海外研修を行うとしても日本にはない技術の研修のために行うなど、真に海外研修の必要性があれば認めるとしている。</p> <p>しかし、今回の A 町の海外研修は、競争相手となる韓国施設野菜等の総合技術力を吸収する目的とはいえ、研修内容が、5 月 22 日がイチゴ、花卉（かき）施設の視察、23 日がトマト、イチゴ、メロン施設の視察となっており、その内容や行程等で十分な成果を得る有効性があるものかどうか明確ではないので、このような海外研修の在り方については、さらに慎重にすべきと考える。</p>

（注）当省の調査結果による。



表1 - (1) - 推進事業が完了しているにもかかわらず対策事業計画認定以降推進事業費が使用されている事業地区

都道府県名	事業地区名	確立構想策定日	対策事業計画認定日	推進事業費の執行内容
北海道	A地区	12.11.28	12.12.18	・「消費拡大手法検討委託調査」(13.1.12、400,000円)
福島県	A地区	12.5.25	12.7.7	・地域マネジメント研修会(12.10.26～27、29,100円) ・先進地視察(13.2.23～24 村職員2人 56,440円) ・講演会(13.3.28 地区全体受益者対象 77,660円) ・その他(地域マネージャー賃金及び消耗品の一部)
埼玉県	A地区	12.8.21	12.9.29	・農政問題懇話会(12.12.19、32,096円) ・農業農村活性化推進委員会(13.1.23、41,040円) ・先進地視察(13.3.22、93,240円) ・その他(消耗品の一部)
新潟県	A地区	12.4.20	12.6.2	・農業振興対策推進協議会(12.8.30、71,700円) ・臨時職員賃金(12.6～11、賃金578,987円、旅費359,025円)
	B地区	12.4.26	12.6.26	・水田活性化対策会議及び推進員会議(13.2.5、346,800円) ・「水田台帳(農地台帳)整理」(13.2～3、213,998円) ・その他(消耗品の一部)
	C地区	12.12.18	13.1.16	・先進地視察(13.3.28、117,100円) ・「土壌調査」(13.3.29、66,000円) ・その他(消耗品の一部)
長野県	A地区	12.7.5	12.7.24	・「A地区活性化構想」(12.9.1、2,100,000円) 推進事業費を全額委託費に執行
静岡県	A地区	12.6.1	12.6.16	・先進地視察(12.8.6～7、56,483円) ・先進地視察(12.12.26、21,700円) ・「ITと農産物販売戦略」(セミナー参加 市1人 18,420円)

都道府県名	事業地区名	確立構想策定日	対策事業計画認定日	推進事業費の執行内容
	B地区	12.6.1	12.6.16	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修会（茶品評研修会3回 85,925円）</li> <li>・その他（通信費の一部）</li> </ul>
広島県	A地区	12.11.14	12.12.19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「食農ネットワークA生産流通対策班」等の会議費（207,900円）</li> <li>・先進地視察（13.3.2～3、126,000円）</li> </ul>
岡山県	A地区	12.5.15	12.6.26	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地検討会（12.8.21、26,250円）</li> <li>・地区講演会（13.2.19、80,777円）</li> <li>・その他（需要費の一部）</li> </ul>
	B地区	12.5.1	12.9.8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「地域内農産物の加工方法策定業務」（12.11.10、945,000円）</li> <li>・「研修農場の調査」（13.1.18、95,500円）</li> <li>・先進地視察（13.3.19、78,150円）</li> <li>・パンフレット印刷製本（12.12.18、346,500円）</li> <li>・デザインチラシ（12.12.18、357,000円）</li> <li>・「ワイン・交流施設関係情報取りまとめ」（13.3.20、65,884円）</li> <li>・「町内の農産物の加工方策の作成」（13.3.28、65,884円）</li> </ul>
	C地区	12.6.7	12.9.8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・先進地視察（12.10.17～19、村2人161,000円）</li> <li>・先進地視察（12.11.27～28、村2人30,000円）</li> <li>・地域マネージャー養成講座（13.1.18～19、村1人53,760円）</li> </ul>
香川県	A地区	12.5.15	12.6.26	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市場動向調査時の夕食代（12.7.4 23,835円）</li> <li>・市場動向調査（13.1.12、9人（JA・受益農家・町）のうち8人分の日当24,500円） 本動向調査時、土産物代（和菓子詰合せ2個）で4,830円</li> <li>・市場動向調査（13.3.9、7人（JA・受益農家・町）のうち6人分の日当18,000円） 本動向調査時、土産物代（ゴルフ手袋30個）で31,500円</li> <li>・需要費（消耗品、印刷製本費、食料費）340,946円</li> </ul>

都道府県名	事業地区名	確立構想策定日	対策事業計画認定日	推進事業費の執行内容
				・ 役務費（電話料金、郵便料金）64,218 円
愛媛県	A 地区	12.5.2	12.5.29	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 報償費（生産対策推進会議（12.7.21～13.2.6）の委員報酬 150,000 円）</li> <li>・ 「農産物加工品の開発及び特産品の開発委託」（13.2.6、210,000 円）</li> <li>・ 先進地視察（13.2.9、受益農家 9 人、町 1 人分 212,600 円）</li> <li>・ 講演会「地域の活性化と都市との交流について」（13.3.22、講師謝金 150,000 円）</li> <li>・ 地域マネージャー賃金等（12.7～13.3、777,400 円）</li> </ul> <p>地域マネージャー賃金について、13.2.6 の生産対策推進会議に出席して、会議出席の報償費として 5,000 円の支給を受けながら、当日の日当も併せて支給されている。</p>
福岡県	A 地区	12.9.1	12.10.12	・ フォーラム参加費 26,000 円
熊本県	A 地区	12.7.28	12.10.24	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 集落説明会（13.1.22～29、50,000 円）</li> <li>・ 先進地視察（13.3.6～7、100,000 円）</li> </ul>

（注）当省の調査結果による。

(2) 都道府県推進事業

勸告	説明図表番号
<p>都道府県推進事業は、平成 14 年度次官通知において、都道府県マネジメント組織を主催する都道府県が事業実施主体として実施するものであり、地域の農業の担い手となるべき農業経営を育成し、地域ぐるみで地域の農業構造を変革していくとする市町村等の取組を支援するため、市町村推進事業の支援、経営構造対策事業に関する調査、情報の提供、事業評価に関する点検評価、効果発現に向けた改善方策の検討等を行うこととされている。</p> <p>また、推進事業関係局長通知において、都道府県マネジメント組織には、都道府県推進事業を効果的に実施するため、事業を推進する上で中心的な役割を担う者として、農業経営、農業技術、流通、加工、販売、補助事業制度等に精通した経営構造コンダクター（以下「コンダクター」という。）を配置することとされている。</p> <p>しかし、今回、18 道府県を調査した結果、6 道府県（延べ 9 道府県）において、次のような事例がみられた。</p> <p>都道府県マネジメント組織が、合意形成事業及び対策事業の実施状況等を的確に把握していないため、合意形成事業及び対策事業が円滑に行われていない地区に対する指導を適切に実施していない（4 道府県）。</p> <p>都道府県マネジメント組織が、市町村マネジメント組織が記載した事業評価表の記載内容の間違いに気付いていないなど、点検評価を適切に実施していない（4 道府県）。</p> <p>都道府県マネジメント組織からの委託を受けて都道府県農業会議及び都道府県農業協同組合中央会が調査研究業務を実施する際に、（ ）都道府県農業会議が主催し他の国庫補助事業で実施した研修会に出席するための旅費を都道府県推進事業費から支出している、（ ）農林水産省又は農業協同組合との事務打合せ等に出席するための旅費を都道府県推進事業費から支出しているなど、都道府県推進事業とその他の事業の経理区分が不明確となっている（1 道府県）。</p> <p>したがって、農林水産省は、都道府県推進事業の適切な実施を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>都道府県マネジメント組織において、経営構造対策の実施状況等を的確に把握し、事業地区に対する指導等を適切に実施するよう都道府県に対し助言すること。</p> <p>都道府県推進事業費の執行を適正に行うよう都道府県を指導すること。</p>	<p>表 1 - (2) -</p> <p>表 1 - (2) -</p> <p>表 1 - (2) -</p>

(説明)

表 1 - (2) - 農業経営総合対策実施要領の制定について(平成 14 年 3 月 29 日付け  
13 経営第 6627 号農林水産事務次官依命通知)(抜粋)

別表 1 (都道府県段階事業)		
事業種類	事業内容	事業実施主体
1 担い手育成総合支援事業 (1) 地域農業サポート支援事業 エ 経営構造対策推進事業	<u>この事業は、別表 2 の経営構造対策推進事業の支援、別表 4 の経営構造対策事業に関する調査、情報の提供、事業評価に関する点検評価及び効果発現に向けた改善方策の検討等を実施する事業とする。</u>	<u>都道府県推進会議を主催する都道府県。</u> ただし、当該推進会議に部会等を設けている場合は、この部会等を主催する者を事業実施主体とすることができる。
別表 2 (市町村段階事業)		
事業種類	事業内容	事業実施主体
1 担い手育成総合支援事業 (1) 地域農業サポート支援事業 エ 経営構造対策推進事業	この事業は、地域の農業の担い手となるべき農業経営を育成し、地域ぐるみで地域の農業構造を変革していこうとする取組を支援するため、次に掲げる事業を実施する事業とする。 1 合意形成事業 (略) 2 転換システム構築支援事業 (略) 3 経営継承支援事業 (略)	(略)
別表 3 (略)		
別表 4 (農業経営総合対策事業)		
事業種類	事業内容	事業実施主体
1 経営構造対策事業	1 事業内容 (1) 経営構造施設等整備事業 (略) (2) 経営構造施設等整備附帯事業 <u>この事業は(1)の経営構造施設等整備事業の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる調整活動並びに実践的知識及び技術の習得活動等を行う事業とする。</u>	(略)

(注) 下線は当省が付した。

表 1 - (2) - 農業経営総合対策推進事業の実施について（平成 14 年 3 月 29 日付け  
13 経営第 7014 号経営局長通知）（抜粋）

別記 5

経営構造対策推進事業関係

第 1 都道府県推進事業

1 事業内容

農業経営総合対策実施要領（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 経営第 6627 号農林水産事務次官依命通知。（中略））別表 1 の経営構造対策推進事業（以下別記 5 において「都道府県推進事業」という。）の事業内容は、次のとおりとする。

（略）

（1）指導推進会議の開催

（略）

（2）合意形成等の支援

（略）

（3）情報の収集及び提供

（略）

（4）市町村マネジメント組織の活動状況調査

（略）

（5）経営確立指導調査

（略）

（6）対策事業の点検評価等

（略）

（7）調査及び研究

（略）

2 事業の実施体制

（1）経営構造コンダクターの設置

ア 事業実施主体は、都道府県推進事業を効果的に実施するため、事業を推進する上で中心的な役割を担う者として、農業経営、農業技術、流通、加工、販売及び補助事業制度等に精通した経営構造コンダクター（以下別記 5 において「コンダクター」という。）を設置するものとする。

（略）

イ コンダクターは、1 の(4)、(5)又は(6)による事業の結果、改善を要すると認められたものに対して重点的な指導及び助言等を行うとともに、その結果について意見書として取りまとめ、都道府県マネジメント組織（中略）を通じて関係市町村長へ提出するものとする。

（略）

（注）下線は当省が付した。

## 1 都道府県マネジメント組織が事業地区に対する指導を適切に実施していない例

都道府県名	年度	実施状況
A 県	平成 14 年度	<p>A 地区においては、対策事業により農畜産物処理加工施設等(ケールの加工施設等、施設稼働期間 6 月中旬から 11 月中旬)を整備しており、事業計画で受益戸数を 26 戸、受益面積の 17 年度目標を 100 h a と定めているが、平成 14 年実績は、受益戸数 6 戸、受益面積 51 h a となっている。</p> <p>都道府県マネジメント組織は、市町村マネジメント組織の年度内活動を十分に把握しておらず、平成 14 年度中に当該地区に対する現地指導等を実施していない。</p> <p>なお、当該地区の平成 14 年度の事業評価結果で地区選択目標(ケールの栽培面積の増加、地域内雇用機会の増加)が未達成となったため、15 年 9 月にコンダクターが重点指導を行っている。</p>
B 県	平成 13 年度	<p>B 地区において、合意形成事業で策定した確立構想の数値目標(認定農業者の育成目標)が、マスタープランと不整合となっているなど、不適切なものがみられるが、都道府県マネジメント組織は、その状況を把握しておらず、改善指導等を行っていない。</p>
C 県	平成 12 年度～14 年度	<p>C 地区は、薬草を原料とした浴用剤を製造する等のため、農畜産物処理加工施設等を整備している。</p> <p>浴用剤の原料が薬草であることから、農畜産物処理加工施設(うち薬草入浴剤製造室)の整備に当たり、薬事法(昭和 35 年 8 月 10 日法律第 145 号)に基づく製造責任技術者の資格要件を満たすために時間を要した等のため、薬草加工施設の竣工(平成 13 年 11 月 3 日)及び稼働(平成 14 年 10 月)のいずれもが当初計画(竣工計画:平成 13 年 3 月 31 日、稼働計画:平成 13 年 4 月 1 日)より大幅に遅延しており、平成 14 年度の農畜産物処理加工施設の収支状況は、マイナス 15,939 千円となっている。</p> <p>この間、事業計画の重要な変更を 2 度(平成 13 年 1 月、14 年 3 月)行っており、2 度目の事業計画の変更の際には事業計画等の公表を行っていない。</p> <p>都道府県マネジメント組織は、県内の対策事業等の事業地区に対しコンダクターによる現地指導を平成 13 年度に延べ 39 地区 41 日実施しているが、同地区に対しては、事業計画の重要な変更が 2 度行われた平成 13 年 1 月から 14 年 3 月の間は現地指導等を行っていない。また、施設稼働の遅延やそれに伴う収益の悪化に対して十分な指導を行っておらず、平成 12 年度と 13 年度の点検評価の際にも特段の指導・助言等を行っていない。</p> <p>なお、都道府県マネジメント組織が、平成 14 年度までに当該地区を指導した内容は、加工従事者を指導する者に対して行った接客研修と施設の P R 用チラシの作成等となっている。</p>

D県	平成 14 年度	都道府県マネジメント組織は、平成 13 年 10 月に実施した市町村マネジメント組織等の活動状況調査の結果、推進会議の開催が年 1 回となっている 7 市町村に対して、「定期的に情勢の分析ができる体制が必要で、目標達成に向けてのマネジメント組織による積極的活動と下部、部会組織への指導強化が必要である」等としているが、都道府県マネジメント組織が、14 年度にコンダクターによる現地指導を実施したのは 1 町のみとなっている。
----	----------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(注) 当省の調査結果による。

## 2 都道府県マネジメント組織が点検評価を適切に実施していない例

都道府県名	年度	実施状況
E県	平成 14 年度	A 地区において、平成 13 年度の点検評価結果で地区選択目標(小麦の販売計画)が未達成(計画:2,828 トン、実績:733 トン、達成率:0.8%)となっているが、都道府県マネジメント組織は、14 年度に当該地区に対してコンダクターによる重点指導を実施していない。
F県	平成 13 年度、14 年度	B 地区において、都道府県マネジメント組織は、平成 13、14 年度の点検評価において「認定農業者の育成と担い手への農用地利用集積については、野菜農家による共同育苗の組織づくりが進み、年度目標を達成している。」と所見を述べているが、実際には、野菜苗の供給は年間育苗計画(2,520 トレイ)の 5.5%(139 トレイ)と極めて低調となっている。 また、平成 13 及び 14 年度に施設の利用状況等を調査しているにもかかわらず、野菜苗の供給体制の把握が不十分となっている。
G県	平成 12 ~ 14 年度	C 地区において、認定農業者の育成目標について、平成 12、13 年度の事業評価結果はいずれも目標達成とし、点検評価においても事業評価結果のとおり目標達成としているが、実際には、12 年度においては、事業実施前と比べ 2 人増加予定のところ増加は 0 人で達成率は 0%、13 年度においては、4 人増加予定のところ 2 人しか増加していないため、達成率を 50%と評価せねばならなかった。 都道府県マネジメント組織は、平成 12 年度、13 年度及び 14 年度において点検評価等のためコンダクターによる現地調査を実施しているが、町から提出された数値の確認を行わなかったため、点検評価を適切に実施することができず、当該地区に対する重点指導や改善計画の作成の指示も行われていない。 D 地区における新規就農者の育成目標について、平成 14 年度の事業評価結果は、事業実施前と比べ 4 人増加予定のところ 2 人増加したとして達成率を 50%としているが、実際には、1 人しか増加しておらず、達成率を 25%と評価せねばならなかった。 都道府県マネジメント組織は、当該地区の平成 13 年度評価に係るコンダクターによる重点指導の際に新規就農者の数値設定の取り方を確認することと指摘していたが、14 年度の点検評価の際に



		指摘内容の確認を行わなかったため、適切な指導が行われていない。
H県	平成13年度、14年度	D地区の事業計画において、5年後の認定農業者の育成目標を84人、5年後の家族経営協定の締結目標を15協定としているが、事業評価表において、平成13年度の評価表から認定農業者の育成目標を81人、14年度の評価表で家族経営協定の締結目標を14協定とする間違っただけの数値を目標としていた。 都道府県マネジメント組織は、市町村マネジメント組織の活動状況調査や点検評価を実施しているにもかかわらず、事業評価表の誤りについて気付かず、当該地区に対し事業評価表の修正について指導を行っていない。

(注) 当省の調査結果による。

### 3 都道府県推進事業費が適正に執行されていない例

委託先	実施状況																									
A県農業会議	<p>【平成14年度実績】</p> <p>「事業地区等の農業経営育成等に関する調査」、「地域の合意形成の支援、優良事例等の情報収集、消費ニーズの把握等、事業主体の活動を支援するために必要な調査及び研究のうち、市町村、農業委員会及び集落等を対象として行う業務」を受託しているが、以下のとおり、都道府県推進事業とその他の事業区分が不明確なものがみられた。</p> <p>地区別農業委員等研修会（平成14年10月10日、10月29日）</p> <p>都道府県農業会議が主催し農林水産省の補助事業である「農業委員会活動強化対策事業」として開催した農業委員会委員等の研修会へ、説明者として出席した都道府県農業会議職員の旅費を都道府県推進事業費から支出している。</p> <p>【都道府県推進事業の受託額と農業構造改善推進協議会への年度会費の推移】 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成12年度</th> <th>13年度</th> <th>14年度</th> <th>15年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受託額</td> <td>2,000</td> <td>2,000</td> <td>2,300</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td>年度会費</td> <td>1,180</td> <td>1,160</td> <td>1,310</td> <td>1,160</td> </tr> <tr> <td>うち標準額</td> <td>180</td> <td>160</td> <td>160</td> <td>160</td> </tr> <tr> <td>うち受託分</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td>1,150</td> <td>1,000</td> </tr> </tbody> </table>	区分	平成12年度	13年度	14年度	15年度	受託額	2,000	2,000	2,300	2,000	年度会費	1,180	1,160	1,310	1,160	うち標準額	180	160	160	160	うち受託分	1,000	1,000	1,150	1,000
区分	平成12年度	13年度	14年度	15年度																						
受託額	2,000	2,000	2,300	2,000																						
年度会費	1,180	1,160	1,310	1,160																						
うち標準額	180	160	160	160																						
うち受託分	1,000	1,000	1,150	1,000																						
A県農業協同組合中央会	<p>【平成14年度実績】</p> <p>「地域の合意形成の支援、優良事例等の情報収集、消費ニーズの把握等、事業主体の活動を支援するために必要な調査及び研究」のうち農業協同組合及び生産組織等を対象として行う業務を受託し、調査研究活動を実施しているが、以下のとおり、都道府県推進事業とその他の事業区分が不明確なものがみられた。</p> <p>また、調査研究の結果については、農業構造改善推進協議会の総会において報告は行われているが、結果報告書等の成果品の提出はなされていない。</p>																									

調査実績

農林水産省等に対する事務打合せ等

- ・農地流動化対策の推進に係る申し入れ等（平成 14 年 5 月 24 日）  
相手方：農林水産省経営局構造改善課
- ・農地保有合理化事業に係る要請等（平成 14 年 5 月 27 日）  
相手方：全国農地保有合理化協会、農林水産省経営局構造改善課  
農業協同組合との事務打合せ等
- ・農地保有合理化事業打合せ（平成 14 年 7 月 18 日、9 月 3 日）  
内容：農業協同組合に対する農業生産法人設立及び農地流動化に関する指導等
- ・農地流動化対策打合せ（平成 15 年 2 月 14 日、15 日）  
内容：全国農業協同組合中央会において、JA 畜産経営継承事業と農地保有合理化事業との制度上の整合性についての協議
- ・農業振興公社設立検討委員会出席（平成 15 年 1 月 30 日）  
内容：管内の農業協同組合からの依頼に基づきオブザーバーとして参加  
その他
- ・営農事業研修会参加（平成 14 年 11 月 13 日、14 日）  
内容：農地保有合理化事業（農地流動化対策）に関する研修
- ・農業法人フォーラム参加（平成 14 年 11 月 28 日）  
内容：農業生産法人の経営者による意見発表等

研究実績

その他

- ・市町村農業公社の設立に係る先進地視察（平成 14 年 6 月 11 日～13 日）  
内容：市町村農業公社における農地流動化対策の実施状況等の視察
- ・営農生活研究会の実施（平成 15 年 1 月 14 日～16 日）  
内容：営農事業及び法人化推進戦略に関する先進地視察
- ・農業パワーアップセミナー開催（平成 15 年 2 月 22 日）  
内容：農業経営者等による講演等

【都道府県推進事業の受託額と農業構造改善推進協議会への年度会費の推移】

（単位：千円）

区 分	平成 12 年度	13 年度	14 年度	15 年度
受託額	1,500	1,500	1,500	1,500
年度会費	930	910	910	910
うち標準額	180	160	160	160
うち受託分	750	750	750	750

（注）当省の調査結果による。

2 経営構造対策事業の見直し等

(1) 経営構造対策事業の見直し

勸告	説明図表番号
<p>対策事業は、「農業経営総合対策事業の実施について」(平成14年3月29日付け13経営第7052号経営局長通知。以下「対策事業関係局長通知」という。)において、「効率的かつ安定的な農業経営が地域農業の相当部分を担う農業構造を確立するため、地域の農業者を中心とする幅広い関係者の協力体制が整い、地域の農業の実情に即した合意形成が確立されている地域を対象に、地域の農業の担い手となるべき農業経営の育成及び確保に結びつく機械及び施設等の整備を図る」ことが目的とされている。</p> <p>対策事業の実施に係る手続は、対策事業関係局長通知において、</p> <p>地域の合意を得て策定された確立構想に定められている区域の農業者の代表が、事業計画の計画主体(市町村長等)に対して、「合意形成調書」、「受益農家一覧」等を添付し事業計画の樹立申請を行うこと、</p> <p>樹立申請を受けた市町村長等は、 )地域農業の現状と課題、 )目標(認定農業者の育成、担い手への農地の集積等)を記載した事業計画を策定し、市町村役場及び関係農業協同組合等の庁舎において5日間縦覧に供すること、</p> <p>縦覧後、市町村長等は事業計画を都道府県知事に提出してその認定を受けるとともに、都道府県知事はあらかじめ地方農政局長に協議すること、とされている。</p> <p>なお、事業計画の認定に当たっては、以下の要件をすべて満たすこととされている。</p> <p>事業計画において整備される機械及び施設等については、マスタープランに合致していること。</p> <p>目標年次(事業計画認定から5年度目(担い手育成緊急地域においては、3年度目))において、次の目標の設定及びその達成のためのプログラムが定められていること。</p> <p>)認定農業者数の割合(対象地域内の全農家戸数に占める割合)がマスタープランの目標割合以上(市町村平均以上)又は認定農業者数が50%以上増加</p> <p>)担い手への農地利用集積(農地に係る所有権又は利用権の設定若しくは移転。農作業の受委託も含む。)率が、60%以上又は現在に比べ10ポイント以上増加、</p> <p>)ほ場整備実施後10年を経過しない遊休農地のすべてが解消されること。</p> <p>施設整備計画は、 )整備予定の施設等が目標達成に直結するものであること、</p> <p>)投資効率が1.0以上となっていること、 )利用計画に基づく施設等の適正な利用が確実とみられ、その耐用年数の期間に十分な利用が見込まれること、 )施設等の能力・規模が受益者数等からみて適正であり、過大なものとなっていないこと、 )収支計画が明らかで、収支均衡が図られていること、 )施設等別の投資費用及び規模が上限建設費等の範囲内で必要最小限のものであること、 )事業実施主体負担分の適正な資金調達及び償還計画並びに維持管理計画が策定さ</p>	<p>表2-(1)-</p>

れ、その計画が確実に実行されると見込まれること等。

また、対策事業では、事業計画認定年度から原則として目標年次までの間、事業評価及び点検評価を毎年度行うこととされており、点検評価の結果、目標達成プログラムの全部又は一部の達成率が70%未満である事業地区については、都道府県知事は、市町村長等に対して地域の農業者等の合意に基づく「改善計画書」の提出を求め、コンダクターによる計画主体及び事業実施主体に対して重点的な指導助言を行うなど、目標達成のための改善措置に努めることとされている。

しかし、今回、18 道府県の 60 対策事業実施地区を調査した結果、27 地区(延べ41 地区)において、次のような事例がみられた。

ア 整備した機械及び施設等の受益者から新たに認定農業者となった者が少ない事業地区

対策事業は、対策事業関係局長通知において、地域の農業の担い手（認定農業者も含む。）となるべき農業経営の育成及び確保に結びつく機械及び施設等の整備を図ることを内容としており、事業地区全体で農業の担い手を育成・確保するという考え方の下に事業が推進されている。

しかし、7地区において、次のような事例がみられた。

対策事業を実施している同県内の3地区では、各地区とも複合経営促進施設（イチゴ・トマト等のハウス）等を整備する事業を行い、3地区合計で18戸の新規認定農業者を育成したとしているが、導入した施設等の利用者は2戸（2地区は、それぞれ1戸、1地区は0戸）となっている。

複合経営促進施設（イチゴのハウス）と農畜産物集出荷貯蔵施設（イチゴの冷蔵施設）を整備する事業を行い、事業地区内で14戸の認定農業者を育成したとしているが、イチゴの栽培を行っている者は3戸となっている。

（ほか類似事例を含め計7地区）

なお、農林水産省は、担い手への施策の集中化・重点化を図る観点から、平成16年3月に対策事業関係局長通知を一部改正し、目標年次における当該機械及び施設の利用計画に占める担い手の利用割合を事業計画の認定要件としている。

イ 整備した機械及び施設等の利用が低調等となっている事業地区

対策事業の施設整備計画については、対策事業関係局長通知において、（ ）利用計画に基づく機械及び施設の適正な利用が確実であると認められ、かつ、機械及び施設の耐用年数の期間にわたり十分な利用が見込まれること、（ ）機械及び施設の能力及び規模が、受益者数、受益地域の範囲等からみて適正であり、かつ、過大なものではないこととされている。

しかし、27地区において、次のような事例がみられた。

(ア) 整備した施設等の利用が低調等となっている事業地区（19地区）

平成14年度に製餅機一式を整備し、餅米800升を加工餅として製品化し、目標の収益を年間1,600千円と計画していたが、当初予定していた販路の確保ができず、実際には、地域住民の自家消費用の餅（餅米174升）を受託加工（受託量収入97千円）しただけにとどまっている。

なお、平成15年度においても販路は確保されていない。

表 2-(1)-

表 2-(1)-

高生産性農業用機械施設（普通コンバイン）1台を導入し、そば7ha及び麦8haの作付けを計画していたが、そば及び麦の価格変動が激しく、事業地区内の農家の作付け意欲等も減退したことから、普通コンバインは、事業地区内の農家には全く利用されておらず、事業地区外の農家（4戸がそば0.2ha、麦0.2haの作付を行っている。）が使用している。

農畜産物処理加工施設（ケール加工）等を整備することとし、受益農家26戸（ケールの栽培農家）受益地100ha（ケールの栽培面積）の規模で平成12年度に対策事業を行ったが、無農薬でケールを栽培することが難しいとして、現在のところ、受益農家は6戸（計画の23.1%）、受益面積も51ha（計画の51.0%）となっている。

高生産性農業用機械施設（大豆用コンバイン）3台を導入し、受益者333戸が利用するとして平成12年度に対策事業を行ったが、受益者の合意を得ることができなかつたため、計画していた大豆用コンバインの運用のための組織が設置されず、大豆用コンバインの導入は1台にとどまり、受益者も60戸になっている。

（ほか類似事例を含め計19地区）

(イ) 事業地区の農業者から食材の供給を受けていないなど、事業地区の農業者の経営の安定化につながっていない事業地区（8地区）

地域食材供給施設等を整備し、事業地区の農業者10戸から豚肉、鶏肉及び野菜等の食材の提供を受ける計画としていたが、食材を納入する予定の農家と事業実施主体との合意が十分に図られていないことなどから、平成14年度の食材の納入状況をみると、受益農家からの納入は少なく、事業地区外から食材の提供を受けている。

産地形成促進施設（加工施設）を整備し、うどん、味噌、パン、饅頭等を加工・製造しているが、その原材料の小麦、大豆、小豆等は、事業地区内の農家からはほとんど提供は受けておらず、外国産及び他県産のものを使用している。

（ほか類似事例を含め計8地区）

農林水産省は、このような状況を踏まえて、「農業構造改善事業等の実施及び農畜産物処理加工施設等の管理運営について」（平成15年11月7日付け15経営第4206号経営局長通知）及び「経営構造対策事業の計画審査に当たっての留意事項について」（平成15年11月7日付け15経営第4271号経営局構造改善課長通知）において、事業計画の審査に当たってのチェックリストを定め、今後の対策事業の事業計画書の審査を適切に行うよう都道府県へ通知している。

さらに、平成16年度に対策事業関係局長通知において、市町村長等は、対策事業計画評価表に施設等の利用状況の結果を添付して報告するものとし、都道府県知事は、その報告により一定の事項に該当する場合には、事業実施主体にその原因分析及び改善計画の作成を指導することとされている。

しかし、今回の調査においては、利用が低調となっているなど多くの事例が把握されていることから、対策事業関係局長通知に沿って、事業実施主体が行う原

表2-(1)-

表2-(1)-

表2-(1)-

因分析及び改善計画の作成を厳格に行わせるとともに、それらを都道府県、市町村等に周知する必要があると考える。

#### ウ 当初の費用対効果の算定が不適切な事業地区

費用対効果は、「経営構造対策事業における費用対効果分析の実施について（平成12年3月29日付け12構改B第328号構造改善局長通知）において、事業計画策定時に、施設の整備によってその耐用年数期間中に発生する効果を現在価値に割り戻して算出した効果額を、整備される施設の総事業費で除することにより投資効率を算定することとされている。

しかし、2地区において、費用対効果の算定の際に算定式の分母に当たる総事業費に含まれるべき附帯事業費を含めずに投資効率を算出しているなどの事例がみられた。

表 2-(1)-

#### エ 事業評価及び点検評価が効果的かつ効率的に実施されていない事業地区

事業評価は、対策事業関係局長通知において、市町村マネジメント組織が事業計画に掲げた目標（全国共通目標、地区選択目標等）及びその達成のためのプログラムの達成状況を自らが毎年度チェックすることにより「経営構造対策事業計画評価表」に評価結果を記載することとされている。

また、都道府県知事は、市町村マネジメント組織が行った事業評価結果を点検評価し、点検評価結果の地方農政局長等への報告に当たっては、都道府県マネジメント組織の所見を付すこととされている。

しかし、5地区において、次のような事例がみられた。

表 2-(1)-

事業評価結果では、平成12年度から14年度までの認定農業者の育成目標は達成しているとされているが、いずれの年度も認定農業者とはなっていない者が含まれており、それらの者を除くと、認定農業者の育成目標は達成されていない。

平成13年度及び14年度の事業評価を市町村マネジメント組織に諮ることなく、市町村が単独で行い、その結果を県に報告しており、また、県の点検評価においても、平成13年度の地区選択目標については、水稻の一等米比率が下がり目標を達成していないにもかかわらず、目標を達成したと評価するなど、厳正な評価が行われていない。

（ほか類似事例を含め計5地区）

したがって、農林水産省は、対策事業の効果的な実施等の観点から、次の措置を講ずる必要がある。

今回の調査の結果、整備した機械及び施設等の利用が低調等となっている事業地区については、平成16年3月に改正された対策事業関係局長通知に沿って、事業実施主体に対して原因分析及び改善計画の作成等を厳格に行わせるよう都道府県に対し助言するとともに、改善結果等についての情報を都道府県に提供すること。

市町村等において費用対効果の算定が適正に行われるよう都道府県に対し助言すること。

<p>市町村マネジメント組織及び都道府県マネジメント組織において目標達成にかかる根拠資料等を確認するなど事業評価及び点検評価が厳正に行われるよう都道府県に対し助言すること。</p>	
--------------------------------------------------------------------------------------------	--

(説明)

表 2 - (1) - 「農業経営総合対策事業の実施について」(平成 14 年 3 月 29 日付け 13 経営第 7052 号経営局長通知)(抜粋)

(別紙)

## 第 2 各事業別事項

### 1 経営構造対策事業の実施について(別記 1)

以下略

(別記 1) 経営構造対策事業の実施について

### 1 経営構造対策事業

#### (1) 実施方針

農業経営総合対策実施要領(平成 14 年 3 月 29 日付け 13 経営第 6627 号農林水産事務次官依命通知。以下別記 1 において「要領」という。)別表 4 の経営構造対策事業(以下別記 1 において「対策事業」という。)は、効率的かつ安定的な農業経営が地域農業の相当部分を担う農業構造を確立するため、地域の農業者を中心とする幅広い関係者の協力体制が整い、地域の農業の実情に即した合意形成が確立されている地域を対象に、地域の農業の担い手となるべき農業経営の育成及び確保に結びつく機械及び施設等の整備を図ることを内容とするものとする。

略

#### (3) 事業の実施手続

ア (略)

イ (略)

#### ウ 事業計画の樹立申請

(ア) 経営構造確立構想に定められている区域の農業者は、対策事業実施のため、計画主体の長(以下別記 1 において「市町村長等」という。)に対して、事業計画の樹立の申請を行うことができるものとする。

(イ) (ア)の事業計画の樹立申請は、別記 1 様式第 1 号の経営構造対策事業計画樹立申請書により行うものとし、対策事業の実施について、受益農業者をはじめとする関係者の合意が得られていることを示す書面を添付するものとする。

#### エ 事業計画の作成

(ア) 市町村長等は、ウの(ア)の申請を受けて、次の事項を定める事業計画を作成するものとする。

##### a 地域農業の現状と課題



- b 地域の農業構造の変革に向けた基本的な方向
- c 目標及びその達成のためのプログラム
- d cの目標の達成に向けた取組方法
- e dを効果的に実行するために必要な機械及び施設等の整備計画
- f 事業費低減の方策
- g 事業の推進体制に関する事項
- h その他必要な事項

(略)

#### オ 事業計画の公表

市町村長等は、エの(ア)の事業計画を作成したときは、遅滞なく、関係市町村役場及び関係農業協同組合等の庁舎において5日間(土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末、年始の閉庁日を除く。)縦覧に供するとともに、インターネットのホームページへの掲載等により広く関係者等に公表することに努めるものとする。

#### カ 事業計画の認定申請

(ア) 市町村長等は、オにより公表した事業計画を都道府県知事に提出し、その認定を受けるものとする。この場合において、都道府県知事は事業計画の認定を行うときは、あらかじめ、地方農政局長に協議するものとする。

以下(略)

#### (4) 事業計画の認定要件

(3)のカの(ア)の事業計画の認定は、次の要件をすべて満たす場合に行うものとする。

ア 事業計画において整備される機械及び施設等について、地域農業マスタープランに合致していること。

イ (3)のエの(ウ)の全国共通目標については、事業計画認定から5年度目(担い手育成緊急地域においては、3年度目)を目標年次とした次の各項目に定める数値目標の基準をすべて満たし、そのすべての項目についてその達成のためのプログラムが定められていること。

#### (ア) 認定農業者等の育成

対象地域内において、認定農業者等の育成及び確保が図られるものであって、次のいずれかに該当すること。

a 目標年次における認定農業者数の全農家戸数に占める割合(以下別記1の1において「目標割合」という。)が、地域農業マスタープランに定める目標割合以上となること。

b 目標年次における認定農業者数が現在に比べ50%以上増加すること (略)

(イ) 担い手への農地の利用集積

対象地域内において、担い手への農地の利用集積（農地に係る所有権の移転又は利用権等の設定又は移転をいい、農作業の受委託を含む。）が図られるものであって、次のいずれかに該当すること。

- a 目標年次における農地面積に占める認定農業者その他対象地域の農業の担い手として育成すべきであると市町村長が認める者に利用集積する農地の面積の割合（別記1において「担い手農地利用集積率」という。）が、60%（担い手育成緊急地域においては、30%）以上に達すること。
- b 現在に比べ担い手農地利用集積率が10ポイント（担い手育成緊急地域においては、5ポイント）以上増加すること。

(ウ) 遊休農地の解消

当該地域内において、ほ場整備実施後10年（担い手育成緊急地域においては、8年）を経過しない農地であって、遊休化したものがある場合は、目標年次において遊休農地のすべてが解消されること。

（略）

エ 施設整備計画については、次の項目をすべて満たすこと。

(ア) 整備を予定している機械及び施設等が、目標達成に直結するものであること。

(イ) （略）

(ウ) ・・・妥当投資額を算出し、投資効率が1.0以上となっていること。

(エ) 利用計画に基づく機械及び施設の適正な利用が確実であると認められ、かつ、機械及び施設の耐用年数の期間にわたり十分な利用が見込まれること。

(オ) 機械及び施設的能力及び規模が、受益者数、受益地域の範囲等からみて適正であり、かつ、過大なものではないこと。

(カ) 機械及び施設の管理及び運営に当たり、収支計画が明らかになっており、収支の均衡がとれていると認められること。

(キ) 機械及び施設等別の投資費用及び規模が、上限建設費等の範囲内で、必要最小限のものと認められること。

(ク) 事業実施主体において事業実施主体負担分の適正な資金調達と償還計画及び維持管理計画が策定されており、かつ、その計画が確実に実行されると見込まれること。

（略）

(9) 事業の評価

ア 事業評価

(ア) ・・・評価は、事業計画認定年度から原則として目標年次まで行うものとする。

(略)

ウ 重点指導

(ア) 点検評価の結果、目標達成プログラムの全部又は一部の達成率が70%未満である地区においては、都道府県知事は、市町村長等に対して地域の農業者等の合意に基づく別記1様式第6号-3の改善計画書を提出させ、遅滞なく地方農政局長等に送付するとともに、経営構造コンダクターによる計画主体及び事業実施主体に対して重点的な指導助言を行うなど、目標達成のための改善措置に努めるものとする。

以下(略)

(12) 助成

ア (略)

イ 国は、毎年度、予算の範囲内において、対策事業の実施に関する指導に要する都道府県の経費及び市町村の経費の2分の1以内を補助するものとする。

以下(略)

別紙

事業種目別実施要件

1 事業種目別要件

事業種目	事業実施主体	事業内容	補助率
経営構造 施設等整 備 附 帯 事 業	市町村マネジメント組織を主催する市町村(当該組織に設置される部会、委員会等を主催する者を含む。)都道府県マネジメント組織を主催する都道府県(当該組織に設置される部会、委員会等を主催する者を含む。)	市町村及び都道府県段階での取組の効果を確保するため、 <u>農地の計画的利用、作付けの集団化、地域内の役割分担等に関する各種分析及び調整活動等、新規就農者の育成及び確保、新技術及び新品種の導入等に必要な実践的知識並びに技術の習得活動等を行う事業とする。</u>	1/2 以 内

(注) 下線は当省が付した。

表2 - (1) - 整備した機械及び施設等の受益者から新たに認定農業者となった者が  
少ない事業地区

都道府県名	事業地区名	事業地区の状況
宮城県	A地区	平成12年度以降の新規認定農業者8戸のうち、整備した施設と関係するのは4戸となっている。
埼玉県	A地区	事業開始後、認定農業者は25戸増加している。このうち、平成14年度に新規認定農業者となった21戸について、整備施設との関係を見ると、事業計画樹立申請において、施設の受益者とされていたのは9戸となっている。
静岡県	A地区	本地区では、農協が事業主体となり、イチゴに係る複合経営促進施設（ハウス及び高設施設のリース）、イチゴ集出荷施設の設備改善（冷蔵施設等の整備）を平成12年度に実施している。 全国共通目標のうち認定農業者数については、毎年目標を達成しているが、事業を実施した平成12年度以降に本地区で新規に認定された14戸を対象に、生産している農産物の品目と施設（イチゴ）との関係を見ると、イチゴの栽培を行っている者は3戸となっている。
大阪府	A地区	新規認定農業者4人のうち、3人は野菜生産農家であるものの、当該施設から野菜苗の供給は受けたことはなく、他の1人も果樹生産農家であり、野菜は生産していない。
香川県	A地区	事業計画時以降新たに認定された農業者4戸のうち、「農業経営改善計画認定書」の目標営農類型等から複合経営促進施設（ミニトマト）で営農している農業者は1戸だけとなっている。
	B地区	新規認定農業者4戸は、いずれも施設園芸（ミニトマト栽培）及び果樹（柿）による経営規模の拡大を目指しており、本事業で整備した複合経営促進施設（花卉）、産地形成促進施設（花卉の販売、加工食品の製造等）の受益者とはなっていない。
	C地区	新規認定農業者10戸のうち、整備した育苗施設及び複合経営促進施設の受益者となっているのは1戸となっている。

（注）当省の調査結果による。

表2 - (1) - 整備した機械及び施設等の利用が低調等となっている事業地区  
(施設等の利用が低調な事例)

都道府県名	事業地区名	施設等の利用状況
北海道	A地区	受益戸数26戸で利用する計画であった農畜産物処理加工施設及び育苗施設について6戸の利用に止まり、平成14年度収支では、両施設合計で9,100万円の赤字を計上するなど効果が発現していない。
宮城県	A地区	<p>複合経営促進施設の利用状況について、平成14年度の実績をみると、夏場の病害虫の発生等による収量減もあって、計画収量に対する実績が27.1%と計画を大幅に下回ったものとなっている。</p> <p>この複合経営促進施設の規模決定については、地域における他産業従事者並の年間農業所得を上げられる規模としており、この農業所得算出のための目標単収については、試験栽培実績等を基に、専業化による伸び、専業化していく上で必要な数量等を加味して6tと設定(3年間で段階的に設定)しているが、同一町内で同じ品種を栽培している2生産組合の単収(実績)は2.9~3t(平成12年度~14年度の平均値)、また、単年度でみても最高で3.9tとなっている。</p>
埼玉県	A地区	普通コンバインの利用計画は、そば7ha、麦8haとしていたが、平成14年度稼働実績は、そば0.2ha、麦0.2haと大幅に計画を下回っている。これは、そば、大豆、麦の価格の変動が激しく、農家の作付け意欲が減退しているためとしているが、普通コンバインの利用実態は、事業地区内の農家の利用は皆無であり、事業地区外の農家(そば2戸、大豆2戸)が利用しているものである。
愛知県	A地区	農業バイオセンターにある新技術活用育苗等供給施設の平成14年度の年間種苗供給数128,200本に対して、実績は、71,597本(55.8%)と低調になっている。これは、同センターでは、運営1年目で親苗の数が少なく、農家すべての供給要望に応えるだけの数量確保が困難であったとしているが、野菜、花苗及び果樹については、受益農家に対するPR不足も原因だったとしている。
	B地区	地域農業管理施設の利用計画に対する平成14年度の利用実績は、施設全体としては利用計画780回に対して956回(122.6%)利用されているが、部屋別でみると、大研修室が100回に対して46回(46%)、小研修室が200回に対して49回(24.5%)となっており、低調となっている。
静岡県	A地区	地域農業管理施設の営農情報管理室は、農水省が示した基準では最大利用人員15人で28.5㎡が適正であるとしているが、実際は約3.8倍の109.3㎡(うち100㎡がパソコン研修用スペース)と過大なものとなっている。これは、研修室の基準(1人当たり1.5㎡~2.0㎡)を使用しないで、事務室の基準(1人当たり5.0㎡~7.0㎡)に基づき規模の決定を行ったためとしている。

大阪府	A地区	<p>野菜苗の育苗について、育苗実績は少なく、事業主体に対する聞き取り調査では、年間 139 トレイ（約 10,000 株）であり、年間の育苗計画 2,520 トレイの 5.5%と低調となっている。</p>
	B地区	<p>ぶどう集出荷場は、平成 13 年度から供用を開始しているが、補助施設の年間利用実績を事業計画書に記載された重量ベース(トン)で見ると、利用目標 1,000 t に対して、13 年度 544.4 t（同 54.4%）、14 年度 557.1 t（同 55.7%）と利用率は 50%台と低調となっている。</p> <p>また、補助施設の収支状況も、利用料を当初計画よりも大幅に下げたため、大幅な赤字を計上している。これは、5 出荷組合のうち 1 出荷組合が、従来から集出荷・販売を行っていることが、補助施設の利用率が低調な主な原因となっている。</p> <p>穀物乾燥調製施設は、平成 13 年度から供用を開始しているが、補助施設の年間利用実績を事業評価表で見ると、利用目標 843 t に対して、13 年度 440 t（利用率 52.2%）、14 年度 553.5 t（同 65.7%）にとどまっており、補助施設の収支状況も、13 年度 2,435 千円、14 年度 5,529 千円の赤字を計上している。</p> <p>なお、平成 14 年度利用実績について当局が確認したところ、同地区以外の農家の利用実績も加えて計上されており、同地区の利用農家だけに限定して利用実績を算定した結果、335.6 t（同 39.8%）となっている状況がみられた。</p> <p>これらの理由としては、本施設が事業地区外の山間部に立地していることから、受益農家から遠く不便であること、また、事業地区内の農家には、穀物乾燥場を所有している者が多いこと等である。</p>
兵庫県	A地区	<p>高生産性農業用機械施設の利用状況等は、14 年度実績で見ると、たまねぎ収穫機は利用率 45%、田植機は利用率 12.1%、たまねぎ播種機は利用率 43%となっており、低調である。</p>
広島県	A地区	<p>本地区では、製餅機一式を整備し、年間 160 万円の売り上げを目標としていたが、実際には、地域住民の自家消費用のもち（もち米 174 升）を受託加工(受託料収入 9.7 万円)したのみで、製品化されたもちの販売実績は皆無となっている。これは、（ ）販路先の一つが製もち機を整備したこと、（ ）町が、販路先の直売所の要望に応じて町単独事業で同じ製もち機及びもち切り機を平成 14 年 10 月に整備したこと、（ ）販路先の直営販売所が運営する加工部門の女性の高齢化及び意欲減退を理由に閉鎖したためであるが、もち米の 2 度目の収穫を終えた 15 年 10 月現在も新たな販路先の確保など、今後の製品化・販売に係る改善策が立っておらず、整備した施設等の効果が十分に発現されていない。</p>
岡山県	A地区	<p>乾燥調製貯蔵施設及び新規就農者研修施設の平成 14 年度の利用実績は、計画と比較して乾燥調製貯蔵施設は、12.7%、新規就農者研修施設は 13.3%となっており低調である。これは、農家への P R 不足、</p>

		利用料金の問題、また、新規就農者を確保できなかったからとしている。15年度においては、乾燥調製貯蔵施設の利用実績は28.8%に止まっている。
福岡県	A地区	当初計画における情報通信管理施設の収入は、利用者数2,700人の利用料48,600千円及び広告収入28,800千円を計上し、事業実施主体である農協が29,152千円を負担し運営することとしていた。施設利用者は、平成15年9月末時点で1,884人(69.8%)となっている。しかし、月額利用料金を計画では1,500円と設定していたが、受益農家の負担軽減を図り加入を促進するため480円に値下げしたことから、収入が計画を下回る見通しである。

(注) 当省の調査結果による。

(当初計画から受益者等が減少している事例)

都道府県名	事業地区名	受益者及び受益地が減少している状況
北海道	A地区	事業計画では、受益戸数をケールの契約栽培を行う26戸(農家25戸と1法人)とし、受益面積(ケールの栽培面積)の平成17年度最終目標を100haとしているものの、14年度実績では、契約栽培を行った者は6戸(計画の23%)のみであり、受益面積についても計画どおりに用地の確保が進まず、100haの計画に対し51ha(計画の51%)となっている。
	B地区	農畜産物集出荷貯蔵施設(馬鈴薯冷蔵貯蔵庫、馬鈴薯選別機械及び馬鈴薯冷蔵貯蔵機械)については、当初の受益者200戸のところ、144戸に減少している。
埼玉県	A地区	農畜産物処理加工施設は、当初計画では、受益戸数52戸となっていたが、10戸に大幅に減少している。また、受益面積についても31.8haから5haに減少している。 農道整備についても受益者が18戸から9戸に減少している。 高品質堆肥製造施設については、受益戸数56戸から40戸に減少している。また、受益面積も71.9haから60.1haに減少している。
長野県	A地区	整備予定の複合経営促進施設(野菜・花栽培ハウス)15棟(計画当初の受益者15戸)について、平成13年度4棟(受益者4戸)、14年度4棟(受益者4戸)の計8棟の整備で事業を完了し、15年度に整備を予定していた5棟については、対策事業による整備を取り止めた。 これは当初の計画では、平成13年度に整備する5棟のうち、1戸が参加せず4棟の整備になったこと、また、14年度に整備する5棟のうち、5戸の受益者全員が団地化することが困難であるとして参加せず、その代替となった4戸の受益者について4棟を整備したこと。さらに、平成15年度に整備する予定であった5棟のうち、受益者5人全員が施設の早期利用を希望したことから対策事業の整備を取り止

		め、県単事業により整備することとしたためである。
岡山県	A地区	米麦色彩選別機の受益者は、水稻 392 戸、二条大麦 360 戸を予定していたが、水稻 254 戸、二条大麦 309 戸と減少している。
熊本県	A地区	大豆コンバインは、受益農家が機械を運用するオペレーター組織に委託して利用することを前提として計画したものであるが、オペレーター組織を設置するまでに至らなかったため、実際に導入できたのは 1 台に止まり、受益者も 60 戸に減少した。
	B地区	複合経営促進施設を設置するため、「建物用地整備」を必要としたが、用地の買収、借地契約等が難航し、合意形成も不十分であったにもかかわらず、事業計画を作成したことから、受益農家は、16 戸から 3 戸に減少し、用地整備も 1.1ha に止まっている

(注) 当省の調査結果による。



表 2 - (1) -

## 地元農業者の経営安定化に繋がっていない事業地区

都道府県名	事業地区名	事業地区の状況
宮城県	A地区	いちごの計画単収は、施設導入1年目は、10a 当たり 5.0 t、2年目は 5.5 t、3年目は 6.0 t となっており、平成 14 年度の計画収量は 34 t を予定していたが、病害虫の発生等により 13 t の収量であり、計画を大きく下回っている。同一町内で同じ品種を栽培している 2 生産組合では、計画単収を 10a 当たり 2.9 t ~ 3 t (平成 12 年度 ~ 14 年度の平均値) としている。
福島県	A地区	<p>トマト苗の育苗をしない期間中にねぎ苗を育苗棟で生産し園芸農家に供給し、同農家が地区の担い手へねぎの栽培管理作業を委託する計画であったが、ねぎの売価が下落したことにより、ねぎ苗の生産が中止された。代替作物苗の農家への供給も行っておらず、現在、育苗棟では、チンゲンサイ、ブロッコリーの生産・販売が行われるなど事業計画どおりに活用されていない。</p> <p>これらは、当初から、ねぎの生産・供給計画は、個別の園芸農家の意向を把握せずに計画したものであり、また、ねぎの生産中止後も個別の園芸農家の意向を把握せず、代替作物苗の生産についても検討されていない。</p>
埼玉県	A地区	当該事業地区の施設では、うどん、味噌、パン、饅頭等を加工・製造しているが、その原材料となる小麦、大豆、小豆等の多くは、外国産または他県産のものを使用している。
	B地区	当初計画におけるコンバインの稼働面積は、そば 7 ha、麦 8 ha を想定していたが、平成 14 年度の稼働実績は、そば 0.2ha、麦 0.2ha と大幅に計画を下回っている。町では、そば・大豆等の価格変動が激しく、輸入物に押され農家の作付け意欲が減少している等としているが、本来受益者は 102 戸のうち、現時点での利用農家は 4 戸と激減しており、また、その 4 戸も事業地区外の農家である。
大阪府	A地区	<p>穀物乾燥調製施設の利用目標 843 t に対して、平成 13 年度は 440 t (52.2%)、14 年度は 553.5 t (65.7%) になっている。しかし、平成 14 年度の実績には、事業地区外の農家の利用が含まれており、それを除くと 389.6 t (46.2%) となり、また、収支状況も 13 年度 2,435 円、14 年度 5,529 円の赤字を計上している。</p> <p>これらの理由としては、本施設が事業地区外の山間部に立地していることから、受益農家から遠く運搬が不便であること、また、事業地区内の農家には、穀物乾燥場を所有している者が多いこと等である。</p>
広島県	A地区	女性の活用として製餅機を整備した。売上目標として餅米 800 升を加工餅として製品化し年間 160 万円を掲げていたが、実績は、餅米 174 升を自家消費用として製餅しただけであり、販売実績はない。

都道府県名	事業地区名	事業地区の状況
香川県	A地区	<p>本地区で整備を計画している地域食材供給施設は、受益農家 10 戸から食材の提供を受ける計画となっている。</p> <p>しかし、施設稼働後の平成 14 年度の食材の納入状況を見ると、野菜類、果物、豚肉は県内の業者や J A 等から納入を受けており、当初、提供を受ける予定であった農家からの納入は非常に少ないものとなっている。</p>
愛媛県	A地区	<p>総合交流拠点施設の平成 14 年度の利用状況は、目標（特産品、野菜等の売上約 1 億円）の 2 倍以上の実績（約 2 億 2 千万円）と好調であるが、町内の農業者（野菜等出荷組合員等）が出荷した特産品、野菜、工芸品の売上は約 8,300 万円（売上全体の約 37 パーセント）に過ぎず、販売される特産品、野菜等の大半は町外から調達している。</p>

（注）当省の調査結果による。

表 2 - (1) - 「農業構造改善事業等の実施及び農畜産物処理加工施設等の管理運営について」  
(平成 15 年 11 月 7 日付け 15 経営第 4206 号経営局長通知)(抜粋)

(別添)

1 事業計画の策定等について

(略)

また、都道府県知事は、事業計画書の審査が適切になされるよう別に定めるチェックリストを活用するなど、審査体制の強化を図るものとする。

以下(略)

2 事業実施後の指導について

事業実施後の施設等の管理運営に係る指導については、特に以下の点に留意し、都道府県知事を通じて指導を強化するものとする。

(1) 施設等の利用状況報告書について

都道府県知事は、事業実施主体に対し、施設等の利用状況等が的確に把握できるようにするため、施設等整備の翌年度から原則として目標年次まで、別紙の施設等の利用状況報告書を作成し、・・・

(2) 改善計画の作成について

都道府県知事は、施設等の利用状況等を把握した結果、事業実施主体に対し、施設等で取扱う農畜産物の仕入・委託販売額のうち地域内農畜産物の仕入・委託販売額の割合が 50%未滿の状況が 2 年間継続している場合、施設等の利用状況が 70%未滿の状況が 3 年間継続している場合又は施設等の収支率が 80%未滿の状況が 3 年間継続している場合にはその原因を十分分析させ、具体的かつ実現可能な改善計画を作成するよう指導し、改善計画の達成が見込まれるまでの間、その状況の報告をさせるものとする。・・・

以下(略)

[ 関連通知 ]

「経営構造対策事業の計画審査に当たっての留意事項について」(平成 15 年 11 月 7 日付け 15 経営第 4271 号経営局構造改善課長通知)(抜粋)

平成 15 年の会計実地検査において、農業構造改善事業等により設置した農畜産物処理加工施設等(以下「施設等」という。)については、地域の農畜産物が十分活用されていないもの、施設等の利用実績が計画目標を大幅に下回っているもの、施設等の収支が赤字になっているものがあり、農業構造改善事業等の趣旨に照らして事業の効果が十分発現しているとは認められない旨の指摘がなされたところである。この指摘を受け、改善措置の徹底を図るために、「農業構造改善事業等の実施及び農畜産物処理加工施設等の管理運営について」(平成 15 年 11 月

7日付け 15 経営第 4206 号経営局長通知) が発出されたところである。

本局長通知を踏まえ、今般、今後の経営構造対策事業の事業計画書の審査が適切になされるよう別添のとおりチェックリストを定めたので、・・・

以下(略)

(注) 下線は当省が付した。

表 2-(1)- 「農業経営総合対策事業の実施について」(平成 14 年 3 月 29 日付け 13 経営第 7052 号経営局長通知)(平成 16 年 3 月 30 日付け 15 経営第 7100 号による改正)(抜粋)

別記 1 経営構造対策事業の実施について

1 経営構造対策事業

(1)~(3) (略)

(4) 事業計画の認定要件

カ 施設整備計画については、次の項目をすべて満たすこと。

(オ) 整備を予定している機械及び施設について、目標年次における当該機械及び施設の利用計画に占める担い手の利用割合(以下別記 1 において「担い手の受益割合」という。)が次の数値を満たすことが見込まれること。

略

a 生産性の向上・コスト削減等の担い手の経営の合理化に資する機械及び施設にあつては 50%以上。

b 地域全体で利用することにより都市住民との交流及び地域農業の高度化等に資する施設にあつては 30%以上。

以下(略)

(10) 機械及び施設の整備後の指導等

機械及び施設の整備後の管理運営に係る指導等については、下記のとおりとする。

ア 機械及び施設の利用状況

市町村長等は、機械及び施設の稼働開始の翌年度から目標年次の翌年度まで、・・・機械及び施設の利用計画に対する利用状況を把握し、その結果を評価表に添付して報告するものとする。

イ 機械及び施設の利用に関する改善計画の作成

都道府県知事は、アの報告により施設の利用状況を把握した結果、次の事項に該当する場合には、事業実施主体にその原因を十分分析させ、具体的かつ実現可能な改善計画を作成するよう指導し、改善計画の達成が見込まれるまでの間、そ

の状況を報告させるものとする。また、都道府県知事は、その結果を地方農政局長等に報告するものとする。

- (ア) 利用計画に対する利用状況が70%未満の状況が3年間継続している場合。
- (イ) 担い手の受益割合が(4)の力の(オ)に定める割合未満の状況が3年間継続している場合。
- (ウ) 処理・加工、販売、食材供給等の機能を有する施設について、施設で取扱う農畜産物の仕入・委託販売額のうち地域内農畜産物の仕入・委託販売額の割合が50%未満の状況が2年間継続している場合又は施設の収支率が80%未満の状況が3年間継続している場合、若しくは収入計画に対する収入実績の割合が70%未満の状況が3年間継続している場合。

(注) 下線は当省が付した。

表 2 - (1) - 費用対効果の算定が不適切な事業地区

都道府県名	事業地区名	費用対効果の算定状況
広島県	A地区	本地区では、事業計画策定時の投資効率の算出に当たり、算定式の分母となる総事業費の中に附帯事業費を含めて算出していない。
福岡県	A地区	本地区では、直接効果の生産向上効果の作付増加効果の算定に当たり、集計表からの転記ミスにより、イチゴの現況単収を 4,786 kg / 10 a とすべきところ 4,939 kg / 10 a、現況生産物単価を 1,122 千円 / t とすべきところ 1,120 千円 / t と誤記している。その結果、作付増加効果 73,217 千円とすべきところ 75,443 千円と算出している。

(注) 当省の調査結果による。

表 2 - (1) - 事業評価及び点検評価が効果的かつ効率的に実施されていない事業地区

都道府県名	事業地区名	事業評価及び点検評価の状況
北海道	A 地区	<p>事業評価の実施状況をみると、平成 13 年度及び 14 年度の事業評価については、地域マネジメント組織に諮ることなく、市が単独で行い、その結果を事業評価表に取りまとめ 13 年度分は 14 年 6 月 10 日、14 年度分は 15 年 5 月 16 日にそれぞれ北海道に報告している。</p> <p>また、事業評価表の記載内容においても、 ) 地区選択目標 ( 水稲の一等米率の向上 ) の平成 13 年度の達成状況 ( 評価 ) は、 705.2% とマイナス値となっているため、本来「×」( 達成率は 70% 未満の場合 ) とすべきところを「 ) ( 達成 ) と記載 ( 市では誤記と説明 ) している、 ) 地区選択目標 ( 水稲労働時間低減 ) については、平成 13 年度及び 14 年度の実績数値を把握することが困難であるため A 地区農業改良普及センターから農業機械導入によって年々労働時間が減少傾向にあるとの説明を受けただけで、設定している目標数値 ( 1 年目から目標の 5 年目までを按分して設定 ) と同じ数値を記載しているなど、不備がみられる。</p> <p>これらの事業評価結果については、その後、農業・農村活性化審議会 ( 地域マネジメント組織である経営・生産対策推進会議と構成員が同じで平成 11 年 12 月 24 日設置 ) に事後報告 ( 13 年度分の事業評価結果は 15 年 2 月 10 日、14 年度分の事業評価結果は 15 年 8 月 1 日 ) を行っている。</p>
大阪府	A 地区	<p>都道府県マネジメント組織は、平成 13 年度及び 14 年度の点検評価において、「認定農業者の育成と担い手への農用地利用集積については、野菜農家による共同育苗の組織づくりが進み、年度目標を達成している。」と所見を述べているが、野菜苗の供給は年間育苗計画 ( 2,520 トレイ ) の 5.5% ( 139 トレイ ) ときわめて低調となっている。</p>
広島県	A 地区	<p>本地区の事業評価書によると、認定農業者数の目標達成率が平成 12 年度で 100%、13 年度で 125%、14 年度で 140% と各年度目標値を越えており、事業 3 年度目で 17 人と、既に最終目標年度 ( 平成 16 年度 ) 値 16 人を達成していることになっている。</p> <p>しかし、認定農業者の推移について、その裏付け資料を確認したところ、経営改善計画の認定期間を経過した農業者をカウントしたため、各年度末の認定農業者数が事業評価書の数値と</p>



都道府県名	事業地区名	事業評価及び点検評価の状況
		異なっており（平成 12 年度：評価書数値 12 人 実際 10 人、13 年度：評価書数値 15 人 実際 12 人、14 年度：評価書数値 17 人 実際 14 人、）実際には、いずれの年度も年度別目標値を達成しておらず、中には、年度別計画の目標値に対し達成率が 0%（平成 12 年度評価分）、50%（平成 13 年度評価分）と 70%を下回っている。
	B 地区	本地区における新規就農者の育成目標について、平成 14 年度の事業評価結果は、事業実施前と比べ 4 人増加予定のところ 2 人増加したとして達成率を 50%としているが、実際には、1 人しか増加しておらず、達成率は 25%である。
熊本県	A 地区	<p>町が県に提出した事業評価表をみると、平成 12 年度の事業評価表では 5 年後の認定農業者数を 84 戸としているが、13 年度及び 14 年度の事業評価表では、81 戸とされている。</p> <p>平成 12 年度及び 13 年度の家族経営協定の 5 年後の締結目標についても 15 協定としているが、14 年度の事業評価表では 14 協定とされている。</p>

（注）当省の調査結果による。

(2) 経営構造施設等整備附帯事業及び附帯事務費

勸告	説明図表番号
<p>附帯事業については、平成 14 年度次官通知において、市町村マネジメント組織を主催する市町村及び都道府県マネジメント組織を主催する都道府県が事業実施主体とされており、施設整備事業の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる農地の計画的利用等の調整活動や実践的知識及び技術の習得活動等を行うものとされている。</p> <p>また、附帯事務費については、対策事業関係局長通知において、「国は、毎年度、予算の範囲内において、対策事業の実施に関する指導に要する都道府県の経費及び市町村の経費の 2 分の 1 以内を補助する」とこととされており、その補助対象は、補助金取扱通知において、都道府県附帯事務費については、専任職員設置に要する経費、指導推進会議及び事業実施指導に要する経費とされており、また、市町村附帯事務費については、事業実施指導に要する経費とされている。</p>	<p>表 1 - (2) - 表 2 - (1) -</p> <p>表 2 - (1) - 表 1 - (1) -</p>
<p>ア 附帯事業（都道府県段階及び市町村段階の附帯事業）</p> <p>附帯事業は、対策事業関係局長通知において、施設整備事業の効果的かつ円滑な実施を図るために必要な調整活動等を行うものとされている。</p> <p>しかし、今回、18 道府県を調査した結果、8 道府県（延べ 9 道府県）において、次のような事例がみられた。</p> <p>市町村等の合意形成事業の支援や対策事業の実施希望の把握に係る経費は、本来、都道府県推進事業費で支出すべきであるにもかかわらず都道府県附帯事業費から支出している（7 道府県）。</p> <p>都道府県が地方農政局に対して、毎年度報告することとされている都道府県附帯事業費の実績報告書の実績額が、使用実績にかかわらず、都道府県附帯事業費の交付申請書の申請額と同額となっている（2 道府県）。</p> <p>また、18 道府県の 60 対策事業実施地区を調査した結果、12 地区（延べ 13 地区）において、次のような事例がみられた。</p> <p>市町村段階の附帯事業において、対策事業と直接関係のない施設の整備のために先進地視察や研修等を実施している（9 地区）。</p> <p>町全体の農業振興計画を策定する際に、対策事業とは関係の薄い農業実態調査の準備、集計等のために雇用した補助事務員の賃金に使用している（1 地区）。</p> <p>対策事業の事業認定前に行った地域の合意形成に係る説明会等の経費は、本来、市町村推進事業費で支出すべきであるにもかかわらず、市町村附帯事業費から支出している（3 地区）。</p>	<p>表 2 - (2) -</p> <p>表 2 - (2) -</p>
<p>イ 附帯事務費</p> <p>(ア) 都道府県附帯事務費</p> <p>都道府県附帯事務費については、補助金取扱通知において、対策事業の実施に直接必要な場合に限り自動車の購入を認めることとされている。</p> <p>しかし、今回、18 道府県を調査した結果、対策事業の認定地区を管轄して</p>	<p>表 2 - (2) -</p>

いない道府県の出先機関等において自動車を購入しており、その必要性が必ずしも明確となっていない事例がみられた（1道府県）。

(イ) 市町村附帯事務費

市町村附帯事業費は、補助金取扱通知において、事業実施指導に要する経費に使用されることとされている。

しかし、今回、18道府県の60対策事業実施地区を調査した結果、5地区において、次のような事例がみられた。

対策事業で整備する施設が乾燥調製貯蔵施設及び高生産性農業用機械施設であるにもかかわらず、それとは直接関係のない交流施設の先進地視察を行っている（1地区）。

本来、市町村が使用すべき経費を、事業実施主体が使用するパソコン等の備品の購入費に使用している（3地区）。

補助対象経費とされていない「市町村職員の給与」に使用している（1地区）。

したがって、農林水産省は、補助事業の適切な実施を図る観点から、都道府県に対し、附帯事業を適切に実施するよう助言するとともに、附帯事業費及び附帯事務費の執行を適切に行うよう指導する必要がある。

また、補助金が不適正に執行されているものについては、補助金の適正な執行を確保するため、早急に補助金の返還等厳格かつ適正な対応措置を採る必要がある。

表2 - (2) -

(説明)

表 2 - (2) -

都道府県附帯事業の実施状況

1 対策事業を実施していない地区の指導等を行っている例

都道府県名	年度	執行状況
A 県	平成 14 年度	コンダクター3名の平成14年4月から6月分の旅費として、84,540円を支出しているが、そのうち63,460円は、対策事業を実施していない地区に対する経営確立指導、合意形成支援活動等に係る旅費となっており、都道府県附帯事業の事業内容として不適切である。
B 県	平成 12 年度～14 年度	合意形成の支援に平成12年度は5,601千円、13年度は2,598千円、14年度は3,819千円使用しているが、当該経費の一部は、対策事業を実施していない地区に対する指導経費となっており、都道府県附帯事業の事業内容として不適切である。
C 県	平成 12 年度～14 年度	合意形成の支援等を行っているが、その内容は、対策事業を実施していない地区に対する指導等となっており、都道府県附帯事業の事業内容として不適切である。
D 県	平成 12 年度～14 年度	合意形成の支援活動や対策事業の実施を希望する新規地区掘り起こし調査等を行っているが、その内容は、対策事業を実施していない地区に対する指導等となっており、都道府県附帯事業の事業内容として不適切である。
E 県	平成 12 年度	活動の一部には、事業計画書の作成支援や事業計画における目標値等の検討を実施しているものがみられ、対策事業を実施していない地区に対する指導等となっており、都道府県附帯事業の事業内容として不適切である。
F 県	平成 12 年度～14 年度	新規実施希望地区実態調査等を行っているが、対策事業を実施していない地区に対する指導等となっており、都道府県附帯事業の事業内容として不適切である。
G 県	平成 14 年度	「都道府県農業会議事務局長会議」の出席旅費(55,301円)に都道府県附帯事業費を使用しているが、当該会議は対策事業の実施のために開催されたものではなく、都道府県マネジメント組織の長である当該事務局長が対策事業の円滑な実施のために参加したとは必ずしも認められないため、都道府県附帯事業の事業内容として不適切である。

(注) 当省の調査結果による。

2 実績報告の内容が不適切な例

都道府県名	年度	執行状況
H 県	平成 13 年度及び 14 年度	県農業会議において、都道府県推進事業費と都道府県附帯事業費を合わせて一つの補助金として執行しており、実績報告の際に実績の分割に手間がかかるため、使用実績にかかわらず、補助金交付申請書の申請額と同額として報告書を作成している。 そのため、実績額に相違がみられるのを始め、活動経費と実績報告の内容が合致していない。
I 県	平成 12 年度～14 年度	実績報告書において、コンダクターによる事業実施主体や市町村等に対する検討会等への旅費を、都道府県推進事業費で支出しているにもかかわらず、都道府県附帯事業の実績として報告しているなど、活動経費と実績報告の内容が合致していない。

(注) 当省の調査結果による。

表 2 - (2) -

## 市町村附帯事業の実施状況

## 1 対策事業と関係のない内容の研修等を実施している例

地区名	事業年度	執行状況																				
A地区 (北海道)	平成13年度及び14年度	農産物販売加工施設や農産物販売施設への先進地視察、農村女性グループの研修会、畜産関係の研修等を実施しているが、整備した施設(コンバイン、栽培管理用ビークル、色彩選別機施設)との直接的な関連が認められない。																				
B地区 (北海道)	平成14年度	平成14年度堆肥センター生産能力向上研修会(平成14年10月6日、(財)畜産環境整備機構、北海道及び市)への市職員の出席旅費等に附帯事業費を使用しているが、施設整備事業で整備した施設(高生産性農業用機械施設:小麦・水稻・大豆用コンバイン、乾燥調製貯蔵施設:米用)との直接的な関連が認められない。																				
C地区 (北海道)	平成13年度	町職員1人が、近隣の3町で構成する三町農業推進協議会の視察研修として、レディースファームスクール、畜産試験場、農協連農産部農産科学研究所、ハーブガーデン、農産物直売所、野菜生産施設及び花・野菜技術センターの計7施設を視察しているが、視察先の大半は、対策事業で整備した施設(新規就農者研修施設、高生産性農業用機械施設、農産物集出荷貯蔵施設)と直接的な関連が認められない。																				
D地区 (北海道)	平成13年度及び14年度	市町村附帯事業として、市職員が各種会議・研修等へ出席しているが、その一部が、対策事業で整備した施設(農産物集出荷貯蔵施設)と関連のない内容であり、市町村附帯事業の事業内容として不適切となっている。(単位:千円)																				
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>会議名等</th> <th>金額</th> <th>内容等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13</td> <td>管内農務主管課長会議</td> <td>12.6</td> <td>対策事業の実施の有無に関わらず、毎年開催される農政全般についての会議。</td> </tr> <tr> <td>13 14</td> <td>農業振興方策検討会議</td> <td>25.8</td> <td>道内市営競馬組合の構成4市の会議(年4回開催)であり、対策事業と関連なし。</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>日本農薬学会21世紀記念シンポジウム</td> <td>14.8</td> <td>教養目的又は学術的な集会への参加補助であるとともに、対策事業で整備する施設と関連なし。</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>北海道地域農業研究所特別講演</td> <td>14.8</td> <td>同上</td> </tr> </tbody> </table>	年度	会議名等	金額	内容等	13	管内農務主管課長会議	12.6	対策事業の実施の有無に関わらず、毎年開催される農政全般についての会議。	13 14	農業振興方策検討会議	25.8	道内市営競馬組合の構成4市の会議(年4回開催)であり、対策事業と関連なし。	14	日本農薬学会21世紀記念シンポジウム	14.8	教養目的又は学術的な集会への参加補助であるとともに、対策事業で整備する施設と関連なし。	14	北海道地域農業研究所特別講演	14.8	同上
		年度	会議名等	金額	内容等																	
		13	管内農務主管課長会議	12.6	対策事業の実施の有無に関わらず、毎年開催される農政全般についての会議。																	
		13 14	農業振興方策検討会議	25.8	道内市営競馬組合の構成4市の会議(年4回開催)であり、対策事業と関連なし。																	
14	日本農薬学会21世紀記念シンポジウム	14.8	教養目的又は学術的な集会への参加補助であるとともに、対策事業で整備する施設と関連なし。																			
14	北海道地域農業研究所特別講演	14.8	同上																			
E地区 (北海道)	平成13年度及び14年度	市町村附帯事業として、「農村女性まつり」イベント主催者への補助を行っているが、当該イベントは町内外を対象として実施されており、対策事業で整備した施設(農産物集出荷貯蔵施設)との直接的な関連が認められない。																				
F地区 (愛知県)	平成12年度～14年度	対策事業で整備した施設(新技術活用種苗供給施設、イチゴ、つま菊、みかん育苗栽培施設)と関連のない先進地視察や市職員の研修旅費に使用(下表参照)しており、市町村附帯事業の事業内容として不適切となっている。																				

地区名	事業年度	執行状況			
		先進地視察 (単位：千円)			
年度	事業名等	金額	内容等		
12	市バイオセンター第二期整備事業に係る先進地視察研修会	899	花きや野菜等の優良種苗の開発等を行っている市の施設の第二期整備を円滑に行うため実施した農畜産物加工施設(豚、大麦、米、小麦)、梅の歴史資料館及び加工施設への先進地視察。		
13	先進地視察研修会	836	農産物加工施設(トマトケチャップ等)及び他県で実施している特別栽培農産物認定制度の状況についての先進地視察。		
14	先進地視察研修会	846	花きの温室施設、地域の特産の野菜等が栽培されている農業公園への先進地視察。		
	市職員研修			(単位：千円)	
年度	事業名等	金額	内容等		
13	市職員研修	3	県果実品質共進会会議		
		1	花き組合婦人部視察打合せ		
		3	県緑化木生産者団体協議会総会		
		1	花き組合婦人部視察		
		3	野菜産地活性化講演会		
		3	しめ縄に係る会議		
		3	フラワードーム 2002 出席者説明会		
		2	県都市農村交流推進連絡会研修		
		36	都市農村交流実践組織育成セミナー		
14	市職員研修	3	県果樹振興会総会		
		34	ガーデニングサミット・シンポジウム		
		3	県市町村農業農村振興対策協議会役員会		
		3	WTO 農業交渉意見を聞く会		
		6	じねんじょ研修会		
		2	いちじく現地研究会		
		1	緑化木生産研修会		
		3	野菜セミナー		
		3	農業セミナー		
		3	花き連役員会		
		2	県都市農村交流推進連絡会研修		
	2	県市町村農業農村振興対策協議会現地研修会			
(注) 千円未満四捨五入					
G地区 (兵庫県)	平成 14年 度	野生獣保護管理検討会出席旅費を執行しているが、対策事業で整備した高品質堆肥製造施設及び高生産性農業用機械と関連のない内容となっており、市町村附帯事業の事業内容として不適切となっている。			

地区名	事業年度	執行状況						
H地区 (長崎県)	平成 13年 度	<p>先進地視察として、基盤整備後の営農振興方策及び担い手への集積状況等について現地研修を行う土地改良区の役員研修(参加者:土地改良区、町。費用:66,981円)に対して、市町村附帯事業費を執行している。</p> <p>しかし、( )対策事業では茶工場及び複合管理機の整備による担い手の育成及び農地の利用集積を行うとしているにもかかわらず、視察先は圃場整備事業による農地及び担い手の集積を行っている地域となっており、当該視察に対策事業の受益者が参加していない、( )畜産農家と町職員を対象とした研修会の経費(2,400円)を市町村附帯事業費で執行しているが、参加者に対策事業の受益農家が参加していないなど、対策事業で整備する施設との直接的な関連が認められない。</p>						
I地区 (熊本県)	平成 12年 度～ 14年 度	<p>対策事業で整備する施設(農畜産物集出荷貯蔵施設(いちご)、高生産性農業用機械施設(キャベツ、馬鈴薯)、産地形成促進施設、複合経営促進施設(いちご、トマト、レタス))であるが、( )新規就農者向けの視察研修(12年度～14年度合計1,867千円。下表参照)、( )農業協同組合の各生産部会が主催する品評会での表彰用の賞品等の購入費(14年度68千円)、( )全国ナシ研究大会へ農業協同組合のナシ生産部会員とともに参加した町職員の旅費(14年度58千円)を市町村附帯事業で執行しており、市町村附帯事業の事業内容として不適切となっている。</p> <p>表 新規就農者向け視察研修内容</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>支出内容</td> <td>新規就農者(平成12年度5人、13年度5人、14年度7人)及び引率する町職員(1人)の旅費</td> </tr> <tr> <td>支出額</td> <td>1,867千円(12年度664千円、13年度600千円、14年度604千円)</td> </tr> <tr> <td>視察研修の行程</td> <td>毎年度、熊本県東京事務所への訪問、熊本県の特産品を販売するアンテナショップ及び熊本県経済連関東事業部・東京都中央卸売市場の視察、ドラゴンサミットへの参加の4行程は必須で、加えて、新規就農者が生産する作物等に関連する視察のために数ヶ所を回ることにしている。ただし、平成14年度は、行程の都合により必須の4行程のみであった。</td> </tr> </tbody> </table>	支出内容	新規就農者(平成12年度5人、13年度5人、14年度7人)及び引率する町職員(1人)の旅費	支出額	1,867千円(12年度664千円、13年度600千円、14年度604千円)	視察研修の行程	毎年度、熊本県東京事務所への訪問、熊本県の特産品を販売するアンテナショップ及び熊本県経済連関東事業部・東京都中央卸売市場の視察、ドラゴンサミットへの参加の4行程は必須で、加えて、新規就農者が生産する作物等に関連する視察のために数ヶ所を回ることにしている。ただし、平成14年度は、行程の都合により必須の4行程のみであった。
支出内容	新規就農者(平成12年度5人、13年度5人、14年度7人)及び引率する町職員(1人)の旅費							
支出額	1,867千円(12年度664千円、13年度600千円、14年度604千円)							
視察研修の行程	毎年度、熊本県東京事務所への訪問、熊本県の特産品を販売するアンテナショップ及び熊本県経済連関東事業部・東京都中央卸売市場の視察、ドラゴンサミットへの参加の4行程は必須で、加えて、新規就農者が生産する作物等に関連する視察のために数ヶ所を回ることにしている。ただし、平成14年度は、行程の都合により必須の4行程のみであった。							

(注) 当省の調査結果による。

## 2 町の農業振興計画を策定する際に雇用した補助事務員の賃金に使用している例

地区名	事業年度	執行状況
A地区 (北海道)	平成 13年 度	<p>「町農業実態調査」(対象戸数534戸)の調査票配布の準備、発送、回収した調査票の整理、集計作業(パソコンへの入力作業)のために平成13年10月から同年11月にかけて雇用した補助事務員の賃金(2か月分計269,600円)として市町村附帯事業費を使用している。</p> <p>しかし、当該調査の調査項目の大半が、同町が平成14年3月に策定した「第2次農業振興計画」(計画期間:平成14年度～18年度)の基本資料となる町の農業及び農家の意向等となっており、対策事業で整備した新規就農者研修施設を中</p>

		心とした新規就農者の研修計画を策定するための地区の農業者に対する新規就農者の農業実習の受け入れ意向調査は、その一部となっている。
--	--	------------------------------------------------------------------

(注) 当省の調査結果による。

### 3 市町村推進事業費を使用すべき経費に市町村附帯事業費を使用している例

地区名	事業年度	執行状況																																				
A地区 (新潟県)	平成 12年度	大豆の乾燥調整貯蔵施設の整備を内容として、平成12年6月26日に経営構造対策事業計画の認定を受けている。 しかし、平成12年度に附帯事業として実施した事業内容4件のうち3件は、( )事業計画の説明等(12年4月7日。111,615円)、( )大豆栽培暦の作成(12年5月17日。15,750円)、( )大豆栽培産地交流会(12年6月21日。83,465円)となっているなど、対策事業認定前の案件に対して事業費(210,830円)を支出しており、市町村附帯事業の執行が不適正となっている。																																				
B地区 (愛知県)	平成 14年度	農協では、転換システム構築支援事業を対策事業と並行して実施しているが、転換システム構築支援事業で実施すべきもの(土地利用ヒアリング調査に係るオペレータに対する謝礼(8,888円)、土地利用調査報告書の増刷(168,000円))を市町村附帯事業費で実施しており、市町村附帯事業の執行が不適切となっている。																																				
C地区 (熊本県)	平成 12年度	対策事業が平成12年10月24日に認定されたにもかかわらず、対策事業の認定前に実施した確立構想の説明会や調査・研修等(下表参照)に対して事業費を支出しており、市町村附帯事業費の執行が不適正となっている。  <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="4" style="text-align: center;">表 不適正な附帯事業実績 (単位：千円)</th> </tr> <tr> <th style="width: 25%;">事業名</th> <th style="width: 20%;">実施時期</th> <th style="width: 45%;">内容</th> <th style="width: 10%;">実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域マネージャーの活動費</td> <td>H12.8</td> <td>確立構想説明会</td> <td style="text-align: right;">20</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">調査・分析・調整活動事業</td> <td>H12.6～13.3</td> <td>産地形成促進施設調査検討</td> <td style="text-align: right;">350</td> </tr> <tr> <td>H12.4～12.10</td> <td>土壌実態調査</td> <td style="text-align: right;">10</td> </tr> <tr> <td>H12.4～13.3</td> <td>農産加工開発研究活動</td> <td style="text-align: right;">1,140</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">指導研修事業</td> <td>H12.8～12.9</td> <td>経営改善啓発研修会</td> <td style="text-align: right;">10</td> </tr> <tr> <td>H12.10</td> <td>パソコン研修会</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H12.9～13.3</td> <td>環境保全型農業モデル園設置委託料</td> <td style="text-align: right;">100</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: right;">1,930</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 実績額は、平成12年度の実績額であり、一部対策事業認定後に使用されたものを含む。</p>	表 不適正な附帯事業実績 (単位：千円)				事業名	実施時期	内容	実績額	地域マネージャーの活動費	H12.8	確立構想説明会	20	調査・分析・調整活動事業	H12.6～13.3	産地形成促進施設調査検討	350	H12.4～12.10	土壌実態調査	10	H12.4～13.3	農産加工開発研究活動	1,140	指導研修事業	H12.8～12.9	経営改善啓発研修会	10	H12.10	パソコン研修会		H12.9～13.3	環境保全型農業モデル園設置委託料	100	合 計			1,930
表 不適正な附帯事業実績 (単位：千円)																																						
事業名	実施時期	内容	実績額																																			
地域マネージャーの活動費	H12.8	確立構想説明会	20																																			
調査・分析・調整活動事業	H12.6～13.3	産地形成促進施設調査検討	350																																			
	H12.4～12.10	土壌実態調査	10																																			
	H12.4～13.3	農産加工開発研究活動	1,140																																			
指導研修事業	H12.8～12.9	経営改善啓発研修会	10																																			
	H12.10	パソコン研修会																																				
	H12.9～13.3	環境保全型農業モデル園設置委託料	100																																			
合 計			1,930																																			

(注) 当省の調査結果による。



表 2 - (2) -

## 出先機関における対策事業実施地区数と自動車購入台数

(単位：地区、台)

区分		平成 12 年度		13		14		合計	
		対策事業実施地区数	自動車購入台数	対策事業実施地区数	自動車購入台数	対策事業実施地区数	自動車購入台数	対策事業実施地区延べ数	自動車購入台数
A 県		-	0	-	0	-	0	-	0
出 先 機 関	a	5	0	7	0	6	0	18	0
	b	3	0	3	0	4	0	10	0
	c	0	0	2	0	4	0	6	0
	d	0	0	1	0	4	0	5	0
	e	1	0	1	0	1	0	3	0
	f	1	0	1	0	1	0	3	0
	g	0	0	0	0	3	0	3	0
	h	0	0	1	0	1	0	2	0
	i	0	0	1	1	1	0	2	1
	j	1	0	1	0	0	1	2	1
	k	0	0	0	0	0	0	0	0
	l	0	0	0	1	0	0	0	1
	m	0	1	0	0	0	0	0	1
	n	0	1	0	0	0	0	0	1

(注) 当省の調査結果による。

表 2 - (2) -

## 市町村附帯事務費の執行状況

## 1 対策事業で整備する施設と関連のない用務に使用している例

市町村名	事業年度	執行状況
A市 (北海道)	平成13年度	<p>農業農村地域の活性化を検討するため、同市経済部長、同部次長、同部商工労働観光課主幹及び同市商工会議所専務理事が、中心市街地に交流施設(ポケットパーク)を整備している先進地を視察した際の経済部長分として附帯事務費を16,400円支出している。</p> <p>しかし、同市において経営構造対策事業により整備されている施設(乾燥調整貯蔵施設、高生産性農業用機械施設)や地区選択目標(水稲の一等米率の向上、水稲労働時間低減)と、先進地視察の内容には直接的な関係が認められず、不適切な執行となっている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

## 2 事業の指導に要する経費として使用されていない例

市町村名	事業年度	執行状況
A町 (埼玉県)	平成14年度	<p>対策事業で整備した加工施設を運営する加工組合の事務用のパソコン、ファックス電話、従業員ロッカー、事務机、いす等を購入するため、市町村附帯事務費を422,541円支出している。</p> <p>しかし、当該経費は市町村における対策事業の指導に要する経費とは認められず、不適正な執行となっている。</p>
B町 (埼玉県)	平成14年度	<p>対策事業で整備した加工施設を運営する加工組合のために、町の予算でパソコンを購入しているが、購入したパソコン用の増設メモリーを購入するため、附帯事務費を7,350円支出している。</p> <p>しかし、当該経費は市町村における対策事業の指導に要する経費とは認められず、不適正な執行となっている。</p>
C町 (埼玉県)	平成12年度	<p>対策事業で整備した、産地形成促進施設内の喫茶室の備品として、テーブルと椅子を、農産物処理加工施設の備品として、従業員用ロッカー、会議用テーブル、椅子等を購入するため、附帯事務費の全額(962,976円)を使用している。</p> <p>しかし、当該経費は市町村における対策事業の指導に要する経費とは認められず、不適正な執行となっている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

## 3 補助対象経費とされていない市町村職員の給与に使用している例

市町村名	事業年度	執行状況
A町 (北海道)	平成12年度	<p>市町村職員の給与(1か月分258,547円)を附帯事務費で支出している。</p> <p>しかし、当該経費は市町村附帯事務費の補助対象とされておらず、不適正な執行となっている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

3 その他

(1) 的確な公表の実施

勸告	説明図表番号
<p>平成 11 年 7 月の「新たな経営構造対策研究会」の報告書において、事業評価結果等の公表については、「公正で透明な事業運営を確保するとともに、国民から幅広い意見を聴いていくため、事業内容について積極的に説明責任を果たしていくとともに、(中略) 地区ごとの目標・計画や事業の達成状況の評価等につき情報公開を行い、手続きを透明化する」ことが提言されている。</p>	表 3 (1)
<p>これを踏まえて、推進事業関係局長通知及び対策事業関係局長通知において、確立構想及び事業計画の公表に当たっては、市町村等が、縦覧に供するとともに、広報誌やインターネットのホームページへの掲載等により広く関係者等に公表することに努めることとされている。</p>	表 3 (1) 表 3 (1)
<p>また、対策事業関係局長通知において、公表については、事業評価の結果を市町村等、点検評価の結果を都道府県が広報誌やインターネットのホームページへの掲載等により広く関係者等に公表することとされている。</p>	
<p>しかし、今回、平成 12 年度から 14 年度までに策定された確立構想及び事業計画の公表状況について、18 道府県の 90 地区を調査した結果、次のような事例がみられた。</p>	表 3 (1)
<p>縦覧を実施していないもの(14 地区)</p>	
<p>縦覧を実施しているものの、広報誌やインターネットのホームページへの掲載等を実施していないもの(72 地区)</p>	
<p>また、平成 14 年度における事業評価及び点検評価の結果の公表状況について、18 道府県と 60 対策事業実施地区を調査した結果、次のような事例がみられた。</p>	
<p>事業評価及び点検評価の結果について、広報誌及びインターネットのホームページへの掲載等を実施していないもの(6 道府県、36 地区)</p>	
<p>事業評価及び点検評価の結果を受益者等のみ公表しているもの(3 道府県、7 地区)</p>	
<p>事業評価及び点検評価の結果の一部のみを公表しているもの(2 道府県、0 地区)</p>	
<p>したがって、農林水産省は、的確な公表の実施を図る観点から、都道府県に対し、都道府県、市町村等において確立構想、事業計画、事業評価結果及び点検評価結果の公表が的確に実施され、広く関係者等に対して周知徹底されるよう助言を行う必要がある。</p>	

(説明)

表3 - (1) - 新たな経営構造対策について - 21世紀の農業を担う経営体の育成と地域農業の  
変革を目指して - (平成11年7月30日農林水産省構造改善局新たな経営構造対  
策研究会報告)(抜粋)

新たな経営構造対策のあり方 1～4 (略)  5 実施手続きと施策評価 (5) <u>公正で透明な事業運営を確保するとともに、国民から幅広い意見を聴いていくため、事業内容について積極的に説明責任を果たしていくとともに、事業の採択基準、事業費の配分基準、採択地区、地区ごとの目標・計画や事業の達成状況の評価等につき情報公開を行い、手続きを透明化する。</u> 以下(略)
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(注) 下線は当省が付した。

表3 - (1) - 農業経営総合対策推進事業の実施について(平成14年3月29日付け  
13経営第7014号経営局長通知)(抜粋)

別記5  経営構造対策推進事業関係  第2 市町村推進事業 1 合意形成事業 (7) <u>構想の公表</u> 事業実施主体は、 <u>構想を策定したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。</u> <u>なお、構想の公表は、関係市町村役場及び関係農業委員会等の庁舎内において5日間(中略)縦覧に供するとともに、広報誌やインターネットのホームページへの掲載等により行い、広く関係者等に公表することに努めるものとする。</u> (8) <u>事業実施主体の業務委託</u> ア 事業実施主体は、市町村推進事業の一部について自ら実施することが困難である場合においては、その自発的な選択により、外部の民間業者等に業務委託を行うことができるものとする。 イ 事業実施主体は、アの業務委託を行おうとする場合には、 <u>あらかじめ、公募又は関係者への情報提供等により、競争条件の導入を図るものとする。</u> ウ 事業実施主体の長は、アにより事業の一部につき業務委託を行った場合には、速やかにその対象業務、委託先の民間業者等及び委託金額につき公表するとともに、都道府県知事に報告するものとする。 エ 都道府県知事は、事業実施主体の長からウの報告があった場合には、地方農政局長等に報告するものとする。 以下(略)
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(注) 下線は当省が付した。

表3 - (1) - 農業経営総合対策事業の実施について（平成14年3月29日付け  
13 経営第7052号経営局長通知）（抜粋）

別記1

経営構造対策事業の実施について

1 経営構造対策事業

(3) 事業の実施手続

（中略）対策事業における事業計画を作成する者（以下別記1において「計画主体」という。）及び当該計画主体による事業計画の作成等に必要の手続は、次のとおりとする。

ア 計画主体

（略）

イ 構造の策定等

（中略）経営局長が定めるものは、次のいずれかの構想とする。

（ア）（中略）合意形成事業により策定され、公表された経営構造確立構想

（イ）計画主体により、地域農業マスタープラン（中略）に定められている事項の全部又は一部を実現するため、（ア）の経営構造確立構想に準じて作成された構想であって、オに準じて広く関係者等に公表されたもの

（略）

オ 事業計画の公表

市町村長等は、（中略）事業計画を作成したときは、遅滞なく、関係市町村役場及び関係農業協同組合等の庁舎において5日間（中略）縦覧に供するとともに、インターネットのホームページへの掲載等により広く関係者等に公表することに努めるものとする。

（略）

(9) 事業の評価

ア 事業評価

（略）

イ 点検評価

ウ～エ（略）

カ 評価結果の公表

（中略）評価結果の公表については、広報誌やインターネットのホームページへの掲載等により広く関係者等に公表するものとする。

以下(略)

（注）下線は当省が付した。

表3 - (1) -

## 事業実施地区における公表の状況

地区名等	経営構造確立構想		事業計画		計	事業評価結果 の公表状況	点検評価結果 の公表状況
	当初	重要変更	当初	重要変更			
北海道	-	-	-	-	-	-	イ
A地区	ア	-	-	-	ア	-	-
B地区	ア	-	ア	ア	ア	イ	-
C地区	ア	-	ア	-	ア、ア	-	-
D地区	-	-	ア	-	ア	イ	-
E地区	ア	-	-	-	ア	-	-
F地区	ア	-	ア	-	ア、ア	イ	-
G地区	ア	-	ア	-	ア	イ	-
H地区	ア	-	-	-	ア	-	-
I地区	ア	-	-	-	ア	-	-
J地区	ア	-	ア	ア	ア	-	-
K地区	ア	-	ア	ア	ア、ア	-	-
L地区	ア	-	ア	-	ア	イ	-
宮城県	-	-	-	-	-	-	-
A地区	ア	-	ア	-	ア	イ	-
B地区	ア	ア	ア	ア	ア	-	-
C地区	ア	-	ア	-	ア	イ	-
D地区	ア	-	-	-	ア	-	-
E地区	ア	-	-	-	ア	-	-
福島県	-	-	-	-	-	-	-
A地区	-	-	-	-	-	イ	-
B地区	ア	-	ア	-	ア	イ	-
C地区	ア	-	ア	-	ア	イ	-
D地区	ア	-	-	-	ア	-	-
埼玉県	-	-	-	-	-	-	イ
A地区	ア	-	ア	-	ア	イ	-
B地区	ア	-	-	-	ア	-	-
C地区	ア	ア	-	-	ア	-	-
D地区	ア	-	ア	-	ア	イ	-
E地区	ア	-	ア	-	ア	イ	-
新潟県	-	-	-	-	-	-	-
A地区	-	-	-	-	-	-	-
B地区	-	-	-	-	-	-	-
C地区	ア	-	ア	-	ア	イ	-
D地区	ア	-	ア	-	ア、ア	イ	-
E地区	ア	-	ア	-	ア	イ	-
F地区	-	-	-	-	-	-	-
長野県	-	-	-	-	-	-	イ
A地区	ア	-	ア	-	ア	イ	-
B地区	ア	-	-	-	ア	-	-
C地区	ア	-	ア	-	ア	イ	-
D地区	ア	-	ア	ア	ア	イ	-
E地区	ア	-	-	-	ア	-	-
愛知県	-	-	-	-	-	-	-
A地区	ア	-	ア	-	ア	-	-
B地区	ア	-	ア	-	ア	-	-
C地区	ア	-	ア	-	ア	-	-
D地区	ア	-	-	-	ア	-	-
石川県	-	-	-	-	-	-	イ
A地区	ア	-	ア	-	ア	イ	-
B地区	ア	ア	ア	ア	ア	イ	-
C地区	ア	-	ア	-	ア	イ	-
D地区	ア	-	-	-	ア	-	-
静岡県	-	-	-	-	-	-	イ
A地区	ア	-	ア	-	ア	イ	-
B地区	ア	-	-	-	ア	-	-
C地区	ア	-	ア	ア	ア	イ	-
D地区	ア	-	ア	-	ア	イ	-
E地区	ア	-	-	-	ア	-	-
大阪府	-	-	-	-	-	-	-
A地区	ア	ア	ア	ア	ア	-	-
B地区	ア	-	ア	-	ア	イ	-
C地区	ア	-	ア	-	ア	-	-

地区名等	経営構造確立構想		事業計画		計	事業評価結果 の公表状況	点検評価結果 の公表状況
	当初	重要変更 (1回目、2回 目)	当初	重要変更 (1回目、2回 目)			
D地区	ア	-	-	-	ア	-	-
兵庫県	-	-	-	-	-	-	イ
A地区	ア	-	-	-	ア	-	-
B地区	ア	-	ア	-	ア	イ	-
C地区		-	-	-		-	-
D地区	ア	ア、ア	ア	ア、ア	ア、ア	イ	-
E地区	ア	-	ア	-	ア、ア	イ	-
広島県	-	-	-	-	-	-	-
A地区	ア	ア	ア	ア	ア	イ	-
B地区		-	-	-		-	-
C地区	ア	-	ア	-	ア	-	-
D地区	ア	-	-	-	ア	-	-
E地区	ア	-	ア	-	ア	イ	-
岡山県	-	-	-	-	-	-	-
A地区	ア	ア	ア	ア	ア	イ	-
B地区	ア	-	ア	-	ア	-	-
C地区	ア	-	ア	-	ア	-	-
D地区	ア	-	-	-	ア	-	-
香川県	-	-	-	-	-	-	イ
A地区	ア	-	ア	-	ア	イ	-
B地区	ア	-	ア	-	ア	-	-
C地区	ア	-	-	-	ア	-	-
D地区	ア	-	ア	-	ア	イ	-
E地区	ア	-	-	-	ア	-	-
愛媛県	-	-	-	-	-	-	イ
A地区	ア	-	ア	-	ア	-	-
B地区	ア	ア	ア	ア	ア	イ	-
C地区	ア	-	ア	ア	ア	イ	-
D地区	ア	-	ア	-	ア	イ	-
E地区	ア	-	-	-	ア	-	-
福岡県	-	-	-	-	-	-	イ
A地区	ア	-	-	-	ア	-	-
B地区		-	-	-		-	-
C地区	ア	-	-	-	ア	-	-
D地区		ア	-	ア	ア	イ	-
E地区		-	ア	-	ア	-	-
長崎県	-	-	-	-	-	-	イ
A地区						イ	-
B地区		-		-		-	-
C地区		ア		ア	ア	イ	-
熊本県	-	-	-	-	-	-	イ
A地区		-	ア	-	ア	イ	-
B地区	ア	-		-	ア	イ	-
C地区						イ	-
D地区	ア	-	-	-	ア	-	-
集 計	ア 12	ア 1	ア 1	ア 1	ア 14	イ 36	イ 6
	ア 63	ア 10	ア 51	ア 15	ア 72	イ 7	イ 3
	15	2	8	2	10	イ 0	イ 2
事業地区数	90	12	60	17	90	60	18

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「ア」は、縦覧を実施していないもの

「ア」は、縦覧を実施しているものの、広報誌やインターネットのホームページへの掲載等を実施していないもの

「イ」は、広報誌やインターネットのホームページへの掲載等を実施していないもの

「イ」は、評価結果を受益者等にしか公表していないもの

「イ」は、評価結果の一部しか公表していないもの

「」は、確立構想と事業計画については、縦覧を実施し、広報誌やインターネットのホームページへの掲載等を実施しているもの、事業評価結果と点検評価結果については、広報誌やインターネットのホームページへの掲載等を実施しているもの

(2) 競争契約の推進等

勸告	説明図表番号
<p>契約の締結については、予算の適正な執行の観点から、 ) 国においては、会計法 (昭和 22 年 3 月 31 日法律第 35 号) や予算決算及び会計令 (昭和 22 年 4 月 30 日勅令第 165 号) 等により、 ) 市町村においては、地方自治法 (昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号) や地方自治法施行令 (昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号) 等により、一般競争入札を原則とし、指名競争入札及び随意契約によることは限定的に定められている。</p>	表 3 (2)
<p>また、補助金に係る予算の執行については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和 38 年 8 月 27 日法律第 179 号) 等により、法令及び予算で定めるところに従って公正かつ効率的に使用されることが求められている。</p>	表 3 (2)
<p>さらに、対策事業の実施に当たって、農林水産省は、上記のほか、「経営構造対策補助対象事業事務及び補助対象事業費の取扱いについて」(平成 12 年 3 月 29 日付け 12 構改 B 第 329 号構造改善局長通知。以下「契約関係局長通知」という。) を定め、事業の施行に際して直営施行、請負施行、委託施行、系統施行の 4 方法で実施すること等により、事業の適正かつ厳正な実施運営を行うこととしている。</p>	表 3 (2)
<p>そのほか、推進事業関係局長通知において、合意形成事業の実施に当たり、民間業者等に業務委託を行う場合には、あらかじめ、公募や関係者への情報提供等により、競争条件の導入を図ることとされている。</p>	表 3 (1)
<p>ア 対策事業における競争契約の推進等</p>	
<p>(ア) 請負施行における契約の締結については、契約関係局長通知により「原則として市町村が事業主体の場合にあつては、一般競争入札、その他が事業主体の場合にあつては指名競争入札に付して行う」等とされている。</p>	表 3 (2)
<p>しかし、今回、8 道府県の 24 対策事業実施地区を調査した結果、8 地区において、次のような、競争入札によっていない事例がみられた。</p> <p>契約を履行できる者が近隣に複数存在し、競争入札によりがたい特別な理由がないにもかかわらず、随意契約により契約を締結している (8 地区)。</p>	表 3 (2)
<p>(イ) 系統施行は、農業協同組合等が、事業の施行管理能力を有する農業協同組合連合会 (以下「農協連」という。) に農業近代化施設等の基本設計の作成、実施設計書の作成又は検討、工事の施行、施工管理 (工事の監理を含む。) 等を一括して委託する施行方法である。これにより、農業協同組合等と農協連は、随意契約により施設建設契約を締結し、農協連が、農業協同組合等の代行として施工業者を監督し、工事を完成させ、施設を農業協同組合等に引き渡す責任を負うこととされている。</p>	表 3 (2)
<p>しかし、今回、8 道府県の 24 対策事業実施地区を調査した結果、農業協同組合が対策事業の実施主体となっている 13 地区のうち 11 地区において、系統施行が実施されており、その地区において、次のような事例がみられた。</p> <p>系統施行の実施に当たっては、委託施行を実施する際に必要とされる「委託施行によることの理由を明確にする」ことが要件とされていないことから、単に事業実施主体には施行管理能力等が無いとして、系統施行による事業の実施を決定しており、その際に、他の施行方法を特に検討していない (11 地区)。</p>	表 3 (2)



また、これらの事例の中には、系統施行の適正な実施のため農林水産省の監修により定めた「系統施行実務マニュアル」(平成11年4月全国農業協同組合連合会)において、「所定の回数の入札をしても落札していない場合は、最終回の入札の際の最低価額入札者と話し合いのうえ予定価額の範囲内で決定することができる」とされているが、予定価額以上の金額で契約を締結している(1地区)。

このことについては、( )農業協同組合等に施行管理能力等が全くないとは認められないこと、( )経営構造対策事業が、費用対効果の算定や上限建設費の設定等により事業費の低減を目指していること等から、事業実施主体の施行管理能力等の有無を慎重に検討し、系統施行を選択する理由を明確にすべきものと考え

る。

(り) 設備等の購入に当たっての売買契約の方法については、契約関係局長通知において、特に定められていないが、その締結に当たっては、補助金に係る予算の執行が公正かつ効率的に行われる必要があることから、設備の建設等の請負施行の場合と同様に、原則として、市町村が事業主体の場合にあっては、一般競争入札、その他が事業主体の場合にあっては、指名競争入札に付して行われる必要があると考える。

しかし、今回、8道府県の24対策事業実施地区において、161件の契約内容を調査した結果、次のような事例がみられた。

トラクター等の購入の際の売買契約(45件)の場合、一般競争入札によるものではなく、指名競争入札によるものが12件(26.7%)と競争入札の実施が低調であり、請負施行(80件)の場合の競争入札55件(一般競争入札3件、指名競争入札52件)(68.8%)に比べ半分以下となっている。

契約を履行できる者が近隣に複数存在し、競争入札によりがたい特別な理由がないにもかかわらず、随意契約により契約を締結している(22件)。

予定価格を決定する発注者側の会議に契約の相手方となった農業協同組合の職員が参加しているなど、不透明・不公正な契約手続となっている(8件)。

#### イ 推進事業における競争契約の推進等

今回、8道府県を調査した結果、1道府県において、次のような事例がみられた。

都道府県推進事業において、都道府県マネジメント組織が、委託業務処理要領を制定し、あらかじめ委託先を都道府県農業会議及び都道府県農業協同組合中央会と定めており、二者に固定している。

さらに、委託契約書では自ら再委託を禁止しているにもかかわらず、委託先の都道府県農業会議が「市町村マネジメント組織の活動状況調査」のうち農家の経営分析について、民間のコンサルタントに再委託を行っていた。

また、8道府県の26推進事業実施地区を調査した結果、3地区において、次のような、競争入札によっていない事例がみられた。

合意形成事業によって実施される調査業務を受託できる者が近隣に複数存在し、競争入札を実施できない理由がないにもかかわらず、随意契約により契約を締結している(3地区、契約金額150万円から280万円)。

表3 (2)

表3 (2)

表3 (2)

表3 (2)

したがって、農林水産省は、競争契約の適切な実施を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

都道府県、市町村等で実施される推進事業及び対策事業において競争契約が適切に実施されるよう都道府県に対し助言すること。

契約関係局長通知において、 ) 系統施行の実施に当たっては、事業実施主体の施行管理能力等の有無を慎重に検討し、系統施行を選択する理由を明確にすること、 ) 売買契約の実施に当たっては、競争入札を適切に実施することを明確にすること。

(説明)

表3 - (2) -

国における契約の締結方法

会計法(昭和22年3月31日法律第35号)

第二十九条の三 契約担当官及び支出負担行為担当官(以下「契約担当官等」という。)は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、第三項及び第四項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。

2 前項の競争に加わろうとする者に必要な資格及び同項の公告の方法その他同項の競争について必要な事項は、政令でこれを定める。

3 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で第一項の競争に付する必要がない場合及び同項の競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、指名競争に付するものとする。

4 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、随意契約によるものとする。

5 契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、第一項及び第三項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

予算決算及び会計令(昭和22年4月30日勅令第165号)

(指名競争に付することができる場合)

第九十四条 会計法第二十九条の三第五項の規定により指名競争に付することができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 予定価格が五百万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
- 二 予定価格が三百万円を超えない財産を買い入れるとき。

(中略)

六 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が二百万円を超えないものをするとき。

2 随意契約によることができる場合においては、指名競争に付することを妨げない。

(随意契約によることができる場合)

第九十九条 会計法第二十九条の三第五項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 国の行為を秘密にする必要があるとき。
- 二 予定価格が二百五十万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
- 三 予定価格が百六十万円を超えない財産を買い入れるとき。

(中略)

七 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が百万円を超えないものをするとき。

(略)

(注) 下線は当省が付した。

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）（抜粋）

（契約の締結）

第二百三十四条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

（略）

地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）（抜粋）

（指名競争入札）

第六十七条 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により指名競争入札によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

一 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。

二 その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。

三 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

（随意契約）

第六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額）が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

三 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

四 競争入札に付することが不利と認められるとき。

五 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

六 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

七 落札者が契約を締結しないとき。

（略）

別表第五（第六十七条の二関係）

一 工事又は製造の請負	都道府県及び指定都市 二百五十万円
	市町村（指定都市を除く。以下この表において同じ。） 百三十万円

二 財産の買入れ	都道府県及び指定都市 百六十万円
	市町村 八十万円
三 物件の借入れ	都道府県及び指定都市 八十万円
	市町村 四十万円
四 財産の売払い	都道府県及び指定都市 五十万円
	市町村 三十万円
五 物件の貸付け	三十万円
六 前各号に掲げるもの以外のもの	都道府県及び指定都市 百万円
	市町村 五十万円

表3 - (2) - 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律  
(昭和38年8月27日法律第179号)(抜粋)

<p>(この法律の目的)</p> <p>第一条 この法律は、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を規定することにより、補助金等の交付の不正な申請及び補助金等の不正な使用の防止その他補助金等に係る予算の執行並びに補助金等の交付の決定の適正化を図ることを目的とする。</p> <p>(関係者の責務)</p> <p>第三条 各省各庁の長は、その所掌の補助金等に係る予算の執行に当つては、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意し、補助金等が法令及び予算で定めるところに従つて公正かつ効率的に使用されるように努めなければならない。</p> <p>2 補助事業者等及び間接補助事業者等は、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに留意し、法令の定及び補助金等の交付の目的又は間接補助金等の交付若しくは融通の目的に従つて誠実に補助事業等又は間接補助事業等を行うように努めなければならない。</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(注) 下線は当省が付した。

表3 - (2) - 経営構造対策補助対象事業事務及び補助対象事業費の取扱いについて  
(平成12年3月29日付け12構改B第329号構造改善局長通知)(抜粋)

<p>第2 事業の実施</p> <p>1 (略)</p> <p>2 事業の施行</p> <p>事業主体の長は、事業の施行に当たっては補助金交付申請の際に定めた施行方法により、それぞれ次の事項に留意して適正に事業を実施するものとする。</p> <p>なお、<u>事業は直営施行、請負施行、委託施行又は系統施行によって実施するもの</u>とし、1つの事業については1つの施行方法により実施することを原則とするが、事業費の低減を図る等のため、適切と認められる場合には、1つの事業について工種又は施設等の区分を明確にして二つ以上の施行方法により施行することができるものとする。</p> <p>(1) 直営施行</p> <p>直営施行は、事業主体において実施設計書に基づき直接材料の購入、人夫の使役等を行い所定の期間内に事業を実施するものであることから、事業主体の長は、現場主任等を選任し、現場の業務の一切の処理に当たらしめ工事の遂行を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 請負施行</p> <p>請負施行は事業主体において、工事請負人を定め、実施設計書、仕様書及び図面に基づき所定の請負代金をもって、所定の期間内に工事を完成させるものとし、請負入札、工事施行の指導監督及び検査等は、次により適正を期するものとする。</p> <p>(請負方法)</p> <p>工事の請負は、<u>原則として市町村が事業主体の場合にあっては、一般競争入札、その他が事業主体の場合に当たっては指名競争入札に付して行うものとする</u>が、競争入札の結果、予定制限価格に達せず落札しない場合等においては、随意契約によって実施することができるものとする。</p> <p>ただし、任意組合または共同施行者等が事業主体の場合であって、競争入札によりがたいときは、当該事業主体の総会の同意を得る等の措置により、随意契約によって行うことができるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 委託施行</p> <p>委託施行は、事業主体において工事の委託先を定め、工事受託人をして実施設計書に基づき所定の委託金額をもって所定の期間内に工事を完成させ、工事に要した経費の明細書の提出を受けて工事費の精算を行うものとする。</p> <p>また、<u>委託施行とする場合は理事会の議決等所定の手続きを行うほか、請負施行との比較検討を行い委託施行によることの理由を明確にするものとする。</u>(略)</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(4) 系統施行

系統施行は、事業主体である農業協同組合等が、事業施行管理能力を有する農協連に対し、農業近代化施設等の基本設計の作成、実施設計書の作成又は検討、工事の施行、施工管理（工事の監理を含む。）等を一括して委託する施設建設契約を締結し、これに基づき農協連は、予定期日までに実施設計書に基づく工事を完成して事業主体に引渡し、施工の責任を負うもの（中略）とする。

（略）

イ 施工業者の選定等

建築施工業者、機械、施設の製造請負人等の選定に当たっては、事業主体及び農協連の協議により入札参加者等を指名し、公正な指名競争入札又は見積設計を行わせる等により適正を期するものとする。

以下（略）

第7 補助対象事業費の積算及び取扱い

補助対象事業の施行方法は、直営施行、請負施行、委託施行及び系統施行（委託施行のうち、事業の施行管理能力を有する農協連が農業協同組合等から基本設計の作成、実施設計書の作成又は検討、工事の施行、施工管理（工事の監理を含む。）等を一括して受託して行うものをいう。）の区分によるものとし、補助対象事業費はそれぞれの施行方法に応じ、次により積算するものとする。

（略）

2 経営体質強化施設整備事業及び経営多角化等施設整備事業

(2) 補助対象事業費の区分ごとの積算及び取扱いは次によるものとする。

3) 工事雑費

工事雑費は、事業主体が事業の施行に伴い、直接必要とする次の費用であって、原則として工事費の3.5%を限度とし、事業の施行態様に応じて積算するものとする。

なお、系統施行管理料及び公社一般管理費については、それぞれ農業協同組合連合会又は公社が都道府県知事と協議して定める積算方式により算定する額を計上することができるものとする。

（略）

4) 系統施行の製造請負工事に係る製造請負管理料

系統施行の製造請負工事に係る製造請負管理料については、農協連（全国農業協同組合連合会及び都道府県経済農業協同組合連合会をいう。）に係るものについては、本体価格及び運搬費、組立・据付工事費の5%又は2,000万円、農業協同組合については、本体価格及び運搬費、組立・据付工事費の2%を上限とするものとする。

(注) 下線は当省が付した。

表3 - (2) -

請負施行における随意契約事例

地区名	事業主体名	年度	整備施設名 契約内容等	金額 (千円)	随意契約とした理由等
A地区 (北海道)	有限会社A	12	農畜産物処理加工施設 設計監理業務	15,750	社内規程により、2000万円以下の契約については、3者の見積 合せで契約の相手方を決定することとしているため
		13	農畜産物処理加工施設 トラックスケール等工事	4,725	
		13	育苗施設 設計監理業務	1,170	
B地区 (宮城県)	農業協同組合	12	複合経営促進施設 温室	200,898	競争入札では、設計業者に実施設計書を作成させる必要がある ので、施設使用者の負担軽減を図るため、町の協力を得て設計条 件書の作成及び施工管理を行うことができる見積合せで契約の相 手を決定することとした。  (見積合せで契約の相手方を決定しており、競争入札を実施可 能。なお、契約の締結方法で実施設計書の内容等に差は生じな い)
		14	複合経営促進施設 温室	57,500	
C地区 (埼玉県)	町	12	農畜産物処理加工施設 機器設置工事	13,138	施設の適正な稼働を確保するために施工内容を確認する必要が あったため、見積合せで契約の相手方を決定した。地方自治法施 行令第167条の2第1項第4号に該当。  (見積合せで契約の相手方を決定しており、競争入札を実施可 能)
D地区 (埼玉県)	農業協同組合	12	産地形成促進施設 看板	3,675	なし
	町	14	農畜産物処理加工施設 設計監理業務	2,940	施設を年度内に完成させる必要があり、契約の相手方が特定さ れたため、3者の見積合せで契約の相手方を決定した。設計監理 業務の契約は平成14年7月1日で、施設建設に係る入札は14年12月 18日に実施している。  (見積合せで契約の相手方を決定しており、競争入札を実施可 能。なお、当該契約日から施設の建設工事の契約日まで5ヶ月以 上もあり、契約期間を理由に競争入札を実施できないと認められ ない。)
E地区 (愛知県)	農業協同組合	12	農畜産物処理加工施設 実施設計・施工管理等	10,833	総事業費が数億円となる複合施設整備について、基本設計・実 施設計・施工管理を一括して実施できる業者は全国的に少なく、 かつ、農業関係施設という特殊性を理解できる専門業者は更に特 定される。候補となった3者から設計管理料率を聴取した結果、 最も低い料率を提示した者と契約した。  (契約の候補が複数存在することから、競争入札を実施可能)
		13	地域農業管理施設 実施設計・施工管理等	5,850	
F地区 (広島 県)	有限会社F	14	複合経営促進施設 チリングユニット設置工事	30,000	市及び県と協議し、3者による見積合せで契約の相手方を決定 することとした。
	市	13	総合交流拠点施設 実施設計	8,038	契約の性質又は目的が競争に適さないため。地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号に該当。
		13	総合交流拠点施設 工事監理	4,956	(具体的な理由が記録に残っていなかったため、適切か判断でき ない)
G地区 (広島県)	有限会社G	12	高生産性農業用機械施設 設計・監理業務	5,490	町及び県と相談の結果、見積合せで契約の相手方を決定するこ ととした。
		12	高生産性農業用機械施設 ガラス温室設置工事	967,680	
		12	農畜産物集出荷貯蔵施設 設置工事	103,320	
		13	農畜産物集出荷貯蔵施設 選果ライン設備	31,500	
H地区 (香川県)	町	13	複合経営促進施設 建設工事	101,850	町の方針により、見積合せで契約の相手方を決定することとし た。
		14	体験農園 農具倉庫設置	3,150	

(注) 1 当省の調査結果による

2 「随意契約とした理由」欄は、事業主体が随意契約とした理由として上げている事項を、また、同欄の( )内は、事業主体が随意契約として上げている事項について当省で調査した結果をそれぞれ示す。

3 予定価格が、250万円以下の工事又は製造、160万円以下の財産の買入及びそのほか100万円以下の契約を除く。

4 地方自治法施行令の条文については、「表3-(2)-」を参照。



## 1 他の施行方法を検討せず、系統施行により事業を実施している例

地区名	事業主体名	年度	整備施設名 契約内容等	金額 (千円)	系統施行とした理由
A地区 (北海道)	農業協同組合	14	乾燥調製貯蔵施設 建設工事	109,725	系統施行で事業を実施することが前提であったため
B地区 (宮城県)	農業協同組合	12	複合経営促進施設 ハウス温室工事	640,500	系統施行で事業を実施することが前提であったため
		12	複合経営促進施設 管理棟・外溝工事	72,114	
		12	複合経営促進施設 設計業務	2,615	
C地区 (埼玉県 (町))	農業協同組合	12	産地形成促進施設 直売所建設	94,897	事業主体が発注した工事実績が良好であり、他の市町村において同様の施設を設計しており、信用があるため
		12	産地形成促進施設 実施設計	4,725	
		12	産地形成促進施設 設計施工監理	3,331	
D地区 (埼玉県 (町))	町	13	育苗施設 建設工事	84,055	事業の特殊性及び設計・施工監理の技術面等を総合的に検討した結果、多くの同種農業施設の建設実績を有する埼玉県経済農業協同組合連合会へ系統施行により一括委託することが最良の整備手法と考えたため。
E地区 (埼玉県 (町))	農業協同組合	14	産地形成促進施設 直売棟建設	21,480	事業主体が発注した工事実績が良好であり、他の市町村において同様の施設を設計しており、信用があるため
		14	産地形成促進施設 外溝工事	7,748	
F地区 (愛知県)	農業協同組合	13	複合経営促進施設 栽培施設	57,750	事業主体には請負施行を実施するだけの知識・経験がなく、設計・施工管理能力を有する農協連に一任するのが賢明であると判断したため
		14	複合経営促進施設 栽培施設	59,850	
G地区 (愛知県)	農業協同組合	14	複合経営促進施設 栽培施設	165,879	以前、系統施行を実施する際に請負施行との比較検討を行ったが、請負施行の場合、各種の書類作成等行政対応に係る業務などが膨大なため、職員の新規確保か現有職員への長期間にわたる指導が必要となり、それに要する費用を考えると系統施行の方が経費の軽減につながると判断したため、今回も系統施行で整備すると判断した。
		14	複合経営促進施設 栽培施設	60,900	
		14	複合経営促進施設 栽培施設	118,650	
H地区 (大阪府)	農事組合法人	12	高生産性農業用機械施設	424,410	事業主体は農家のみで構成されている団体であり、施設整備を実施するだけの知識や経験がない等、施工監理能力を有していないため
		14	農畜産物集出荷貯蔵施設	28,360	
I地区 (大阪府)	農業協同組合	12	ぶどう集出荷場 建設工事	55,513	農業協同組合が事業主体の場合は、高品質な施設整備と整備後の効率的施設利用を図る観点から、多くの経験と優良な工事実績を有する農協連との系統施行による一括委託が有効であるため
		13	乾燥調製施設 ライスセンター工事	47,040	
		13	乾燥調製施設 荷受施設、タンク施設工事	120,750	
		13	育苗施設 出芽室工事	34,891	
		13	育苗施設 播種施設工事	36,225	

地区名	事業主体名	年度	整備施設名 契約内容等	金額 (千円)	系統施行とした理由
J地区 (広島県)	農業協同組合	13	複合経営促進施設 パイプハウス建設工事	59,640	仕様書の作成及び予定価格の積算等の専門的な知識・経験を有し、工事完成までの施工管理実績もあるため
		13	複合経営促進施設 パイプハウス建設工事	8,159	
		14	複合経営促進施設 パイプハウス建設工事	9,135	
		14	育苗施設 パイプハウス建設工事	13,335	
	町	15	新規就農者研修施設 研修棟建設工事	40,950	
		15	新規就農者研修施設 パイプハウス建設工事	39,690	
K地区 (香川県)	農業協同組合 (市)	12	複合経営促進施設 栽培施設	173,250	事業主体に、事業実施に伴う仕様書の作成及び予定価格の積算等の知識・経験がなく、工事完成までの施工管理実績もないため
		12	複合経営促進施設 作業棟	6,605	
L地区 (香川県)	農業協同組合 (市)	13	複合経営促進施設 栽培施設	82,950	事業主体に、事業実施に伴う仕様書の作成及び予定価格の積算等の知識・経験がなく、工事完成までの施工管理実績もないため
		13	複合経営促進施設 舗装工事	5,208	
		13	複合経営促進施設・育苗施設 栽培施設・育苗施設	347,487	
		14	複合経営促進施設 栽培施設	239,463	
M地区 (福岡県)	農業協同組合	12	農畜産物集出荷貯蔵施設 苺パッケージ施設	46,095	事業主体に、事業実施に伴う施工管理に必要な知識・経験がないため

- (注) 1 当省の調査結果による。  
2 予定価格が、250万円以下の工事又は製造、160万円以下の財産の買入及びそのほか100万円以下の契約を除く。  
3 「系統施行とした理由」欄は、事業主体が系統施行とした理由として上げている事項を、また、同欄の( )内は、事業主体が系統施行として上げている事項について当省で調査した結果をそれぞれ示す。

## 2 系統施行実務マニュアルに反した取扱いを行っている例

都道府県	事業主体名	年度	整備施設名 契約内容等	金額 (千円)	内 容
A地区 (北海道)	農業協同組合	14	乾燥調製貯蔵施設 建設工事	109,725	系統施行実務マニュアル(平成11年4月全国農業協同組合)に基づき、競争見積を実施したが、3回競争見積を実施しても見積設計目標価額(107,100千円)に見積額が達しなかったため、3回目の競争見積で最低の見積額を提示した者と随意契約を締結することとし、109,725千円で契約を締結した。 しかし、同マニュアルにおいて、不落随契の場合、見積設計目標価以内で契約することとされているにもかかわらず、見積設計目標価以上で契約を締結しており、マニュアルに反した取扱いとなっている。

- (注) 1 当省の調査結果による。  
2 予定価格が、250万円以下の工事又は製造、160万円以下の財産の買入及びそのほか100万円以下の契約を除く。

表3 - (2) - 系統施行実務マニュアル(平成11年4月全国農業協同組合連合会、  
監修:農林水産省構造改善局)(抜粋)

施工管理のすすめ方

- 1 (略)
- 2 プラントメーカーの選定手順  
(競争見積の場合)
- 3 (略)
- 4 競争見積の執行・メーカー決定
  - (4) メーカーの決定
    - 1) 見積を行ったメーカーのうち、目標価額の範囲内で最低の価額をもって見積したメーカーを決定メーカー(契約の相手方)とする。同額見積の場合は抽選とする。
    - 2) なお、所定の回数の見積をしても決定しない場合は、最終回の見積の際の最低価額見積メーカーと話し合いのうえ見積設計目標価額の範囲内で決定することができる。  
話し合いがつかない場合は、見積設計内容を検討のうえ改めて実施する。
- 5 (略)
- 6 建築業者の選定手順
  - 6 入札執行・業者決定
    - (4) 落札者の決定

入札を行った者のうち、予定価額の範囲内で最低の価額をもって入札した者を落札者(契約の相手方)とする。同額入札の場合は抽選とする。

なお、所定の回数の入札をしても落札しない場合は、最終回の入札の際の最低価額入札者と話し合いのうえ予定価額の範囲内で決定することができる。話し合いがつかない場合は、入札参加者を選定しなおし、再度入札を実施することもある。

(注) 下線は当省が付した。

表3 - (2) -

## 経営構造対策事業における事業主体別・施行方法別契約件数

(単位:件、%)

事業主体	施行方法	請負施行	委任施行	うち系統施行	売買契約	計
市町村		55 (100.0)	3 (100.0)	3 (100.0)	24 (100.0)	82 (100.0)
	一般競争入札	3 (5.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (3.7)
	指名競争入札	42 (76.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	10 (41.7)	52 (63.4)
	随意契約	10 (18.2)	3 (100.0)	3 (100.0)	14 (58.3)	27 (32.9)
農協		10 (100.0)	30 (100.0)	30 (100.0)	9 (100.0)	49 (100.0)
	一般競争入札	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	指名競争入札	3 (30.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (6.1)
	随意契約	7 (70.0)	30 (100.0)	30 (100.0)	9 (100.0)	46 (93.9)
その他		15 (100.0)	3 (100.0)	2 (100.0)	12 (100.0)	30 (100.0)
	一般競争入札	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	指名競争入札	7 (46.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (16.7)	9 (30.0)
	随意契約	8 (53.3)	3 (100.0)	2 (100.0)	10 (83.3)	21 (70.0)
	計	<u>80</u> (100.0)	36 (100.0)	35 (100.0)	<u>45</u> (100.0)	161 (100.0)
	一般競争入札	<u>3</u> ( <u>3.8</u> )	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (1.9)
	指名競争入札	<u>52</u> ( <u>65.0</u> )	0 (0.0)	0 (0.0)	<u>12</u> ( <u>26.7</u> )	64 (39.8)
	随意契約	25 (31.3)	36 (100.0)	35 (100.0)	33 (73.3)	94 (58.4)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 予定価格が250万円以下の工事又は製造、予定価格が160万円以下の財産の買入及びそのほか予定価格が100万円以下の契約を除く。

3 「その他」は、有限会社、農事組合法人及び任意組合をいう。

表3 - (2) -

## 売買契約における随意契約事例

## 1 競争入札によりがたい特別な理由がないにもかかわらず随意契約を行っている例

地区名	事業主体名	年度	整備施設名 契約内容等	金額 (千円)	随意契約とした理由
A地区 (宮城県)	農業協同組合	12	高生産性農業用機械施設 トラクター等	73,047	農業用機械の購入については見積合せによる随意契約で実施することとしているため
		13	高生産性農業用機械施設 トラクター等	53,604	
B地区 (埼玉県)	町	13	高生産性農業用機械施設 コンバイン	6,534	故障等の際の迅速な対応が可能であり、町内の地理に精通している者を請負者とするため、3者(うち1者辞退)による見積合せで契約の相手方を決定した。 (見積合せを実施しており、競争入札を実施可能)
C地区 (愛知県)	農業協同組合	12	農畜産物処理加工施設 食品加工機械器具	72,637	機械器具の購入に際しては、全て見積合せで業者を決定することとしているため。
		13	地域農業管理施設 事務用備品	8,745	
		13	地域農業管理施設 調理器具等	3,295	
D地区 (広島県)	市	13	総合交流拠点施設 販売・検査・加工機器	19,284	契約の性質又は目的が競争に適さないため。地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当。 市の方針により物品の購入については、見積合せを実施することとしているため。
		13	総合交流拠点施設 加工機器	13,793	
		13	総合交流拠点施設 販売・加工機器	13,338	
		13	総合交流拠点施設 売店管理システム	12,871	
		13	総合交流拠点施設 調理・作業機器	11,815	
		13	総合交流拠点施設 加工機器	11,240	
		13	総合交流拠点施設 販売棚、客席等	7,332	
		13	総合交流拠点施設 精米機器	3,502	
		13	総合交流拠点施設 販売機器	2,087	
		13	総合交流拠点施設 事務用機器	1,820	
E地区 (広島県)	有限会社E	13	農畜産物集出荷貯蔵施設 施設用備品	4,620	町及び県と相談の結果、見積合せを実施することとした。
	農事組合法人A	14	農畜産物処理加工施設 餅つき機	2,048	町及び県と相談の結果、見積合せを実施することとした。
F地区 (香川県)	農業協同組合	12	複合経営促進施設 ミニトマト重量選別機	2,940	なし。
G地区 (香川県)	町	13	地域食材供給施設 施設用備品	43,890	物品の購入については、見積合せにより契約を締結することとしているため。
		14	産地形成促進施設 施設用備品	5,287	

(注)1 当省の調査結果による

- 本表は、「経営構造対策補助対象事業事務及び補助対象事業費の取扱いについて」(平成12年3月29日付け12構改B第329号構造改善局長通知)における請負施行の請負方法に準じて随意契約の適否を判断した場合、随意契約できるとは認められないものである。
- 予定価格が、250万円以下の工事又は製造、160万円以下の財産の買入及びそのほか100万円以下の契約を除く。
- 「随意契約とした理由」欄は、事業主体が随意契約とした理由として上げている事項を、また、同欄の( )内は、事業主体が随意契約として上げている事項について当省で調査した結果をそれぞれ示す。

2 不透明・不公正な契約手続を行っている例

地区名	事業主体名	年度	整備施設名 契約内容等	金額 (千円)	内容
A地区 (北海道)	利用組合	13	高生産性農業用機械施設 コンバイン	12,915	いずれも3者との見積合せを行い、農業協同組合を契約の相手方に決定している。 見積り合せの際に同額を提示した者があったため、「地元に農機自動車センターを所有し、出張修理等のサービスが十分可能」との理由で同農協を契約の相手方としているが、同額を提示した者も地元に農機具の修理工場を有しており、その他の選定理由が記録されていないことから、見積合せによる契約の相手方の決定経過が不透明となっている。
	利用組合	13	高生産性農業用機械施設 コンバイン	12,915	
	利用組合	13	高生産性農業用機械施設 コンバイン	12,915	
	利用組合	13	高生産性農業用機械施設 コンバイン	12,915	
	利用組合	14	高生産性農業用機械施設 栽培管理用ピークル	13,986	
	防除組合	14	高生産性農業用機械施設 栽培管理用ピークル	10,490	
B地区 (宮城県)	農業協同組合	12	高生産性農業用機械施設 トラクター等	73,047	見積合せを行い、契約の相手方を決定している。 その際、農業機械メーカー等と事業主体の間で見積合せを実施したにもかかわらず、実際の契約の相手方は、全国農業協同組合連合会宮城県本部となっている。 契約額は農業機械メーカー等と事業主体の間で決定した額と同額であるものの、見積合せで決定した者と直接契約せず、全国農業協同組合連合会宮城県本部と契約しなければならない理由が認められないことから、不透明な予算執行を行っている。
		13	高生産性農業用機械施設 トラクター等	53,604	

(注) 1 当省の調査結果による

2 予定価格が、250万円以下の工事又は製造、160万円以下の財産の買入及びそのほか100万円以下の契約を除く。

表3 - (2) -

経営構造対策推進事業における業務委託

1 都道府県推進事業

都道府県	事業主体名	年度	契約内容等	金額 (千円)	内容
A県	農業構造改善 推進協議会	12	市町村マネジメント組織の活動状況調査に関する業務、調査及び研究に関する業務	2,000	委託業務内容の高度な専門性を理由として、委託業務処理要領で委託先を県農業会議と定め、市町村マネジメント組織の活動状況調査等の業務を委託している。 しかし、県農業会議においては、農業構造改善推進協議会が委託契約書で再委託を禁止しているにもかかわらず、「市町村マネジメント組織の活動状況調査」のうち農家の経営分析を、非常勤のコンダクターが代表を務める民間のコンサルタントに再委託している。 その他、表1-(2)- の「3都道府県推進事業費が適正に執行されていない例」を参照。
		13		2,000	
		14		2,300	
		15		2,000	
		12		調査及び研究に関する業務	
		13	1,500		
		14	1,500		
		15	1,500		
		15	1,500		

(注) 当省の調査結果による

2 合意形成事業

地区名	事業主体名	年度	契約内容等	金額 (千円)	随意契約とした理由
A地区 (埼玉県)	町	12	基本構想策定業務(農産物直売所の構想)	1,485	金額だけでなく、業者の実績や作業の進め方などを総合的に判断するため、3者の見積合せにより契約の相手先を決定している。
B地区 (愛知県)	農業協同組合	14	情報化事業調査	2,798	事業内容の特殊性から適正に業務を遂行する能力がある者を選定する必要があったこと、管内受益地域の情勢にあった適正な情報を把握し、今後の事業活動内容との整合性を図ることから、地元の渥美町からの情報をもとに、3者の見積合せにより契約の相手先を決定した。
C地区 (広島県)	町	12	費用対効果の算定に必要な基礎的資料の収集・分析	2,488	4者の見積合せにより契約の相手先を決定した。業務内容が専門分野であるため業者が限られており、地方自治法施行令第167条の第2第1項第2号により競争入札に適さない。

(注) 当省の調査結果による